

実施方針に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	実施方針	1	5	第1-1-(2)	矯正医療センター（少年）、及び少年非行対策センターの維持管理・運営事業については、本事業に追加される又は別事業として実施する予定であるかご教示ください。	未定です。 なお、当該部分については、何らかの形で建築・運営する予定です。
2	実施方針	1	5	第1-1-(2)	本事業から矯正医療センター（少年）、少年非行センターが除かれることとなった主たる理由を可能な範囲でご教示ください。	昨年実施の当該部分の建築工事の入札が不調に終わり、当該部分を含めたスケジュールどおりの運営開始が困難となったためです。
3	実施方針	1	5	第1-1-(2)	本事業から矯正医療センター（少年）、少年非行センターが除かれることで、国が想定若しくは期待する運営上の影響について可能な範囲でご教示ください。	実施方針等に記載のとおりです。
4	実施方針	1	11	第1-1-(2)	前回の実施方針より、矯正医療センター（少年）、少年非行対策センター、婦人補導院が除外されておりますが、これらの部分の今後のスケジュール（施設整備、運営開始等）の見通しを御教示願います。	未定です。 なお、当該部分については、何らかの形で建築・運営する予定です。
5	実施方針	1	11	第1-1-(2)	修正版では、矯正医療センター（少年）（仮称）、少年非行対策センター（仮称）、婦人補導院が削除されています。将来、当該施設が建設され、P F I 事業として追加されることは想定されますでしょうか。	未定です。 なお、当該部分については、何らかの形で建築・運営する予定です。
6	実施方針	4	18	第1-1-(6)-ウ	矯正医療センター（少年）が対象施設から除かれたため、プールがなくなりましたが、前回の質問回答にてプールは防火槽としての役割を担っているとのことご回答でしたが、防火上問題ないでしょうか。	関係法令上、問題のない水準を確保しております。
7	実施方針	6	24	第1-1-(6)-エ-(4)-C-(a)	「なお、職員宿舎のうち、居住者の負担となる部分を除く。」と追記ありますが、居住者の負担となる部分は、入札説明書公表時に開示頂けるという認識でよろしいでしょうか。	関係通達(国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて等)に基づきます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
8	実施方針	9	9	第1-1-(8)	事業スケジュールにおいて、準備期間が“事業契約締結後～平成29年8月”とあり、事業契約の締結時期が“平成27年12月”から“平成28年11月”と修正されていることから、準備期間が11ヶ月短縮されています。修正後の実施方針では、矯正医療センター（少年）や少年非行対策センター等の施設が対象施設から除外され当該施設に係る準備業務も除かれるものと思いますが、運営準備支援業務等の内容及び業務量は修正前とあまり変わらないものと考えられます。準備期間が修正前の21ヶ月から修正後の10ヶ月に大幅に短縮されても本事業における準備業務（運営準備支援業務に限らず、事業者が調達・設置する機器類の整備等を含む）の実施が可能と判断されたのでしょうか。 可能と判断されたのであれば、その判断根拠をお示しください。	施設引渡し後の準備期間は同様に確保していることから、十分に対応可能と判断したものです。
9	実施方針	9	27	第1-1-(9)-イ	第1回のP F I 事業費の支払期日が“平成30年1月”から“平成29年10月”に修正されていますが、“P F I 事業費を本事業の維持管理・運営期間にわたり原則として平準化して支払う”との趣旨に照らし、第1回の支払金額は、資機材の初期調達・整備費用も含め全39回の均等払いの内の1回分が支払われると理解してよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりです。 平成29年9月から運営開始予定のため、平成29年第3四半期の1月分の支払いが発生するものです。
10	実施方針	9	27	第1-1-(9)-イ	支払い方法について、平成29年10月を第1回とし、とあるが第1回の支払いは、平成29年9月分（1ヶ月分）の業務に対応した支払い（後払い）という理解でよいですか。	貴見のとおりです。
11	実施方針	9	27	第1-1-(9)-イ	「国は平成29年10月を第1回とし、平成39年4月を最終回として、四半期毎全39回に分けてP F I 事業費を支払う」とありますが、平成29年9月の維持管理・運営事業に係る事業費（対価）を同年10月に支払、同年10月から12月の四半期分の事業費を平成30年1月に支払、…平成39年1月から3月の事業費を同年4月に支払う、というように初回のみ一ヶ月分の事業費の、以降は四半期分の事業費の支払が行われるという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
12	実施方針	15	30	第2-4-(1)-エ	「…、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行なってはならない。」とあるが、構成員間の譲渡（出資割合の変更）については、承諾いただくと理解してよろしいですか。	出資割合の変更は譲渡等の処分に該当するものです。譲渡に相当の理由があると認める場合は承諾します。
13	実施方針	15	30	第2-4-(1)-エ	「…、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行なってはならない。」とあるが、合理的な非承諾の理由がある場合を除いては承諾いただくと理解してよろしいですか。	譲渡に相当の理由があると認める場合は承諾します。
14	実施方針	16	11	第2-4-(2)-ア	事業に参画予定の企業のうち、イの業種別に該当しない企業（SPCの資金計画策定や事務受託等）は、アの共通要件を満たせば、法務省への業者登録の有無に係らず、参加資格は付与されるものと理解してよいのか。	貴見のとおりです。
15	実施方針	21	19	第4-2	矯正医療センター（仮称）の受け入れ対象としては、（成人）を対象とするとの理解でよいのか。	概ね貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
16	実施方針	別紙1	-	7	初期、更新調達費用は事業者費用負担となっているが、実施方針 別紙1-7 対価の支払い方法に関して人工透析機器の調達更新費は国から支払われることになっています。支払いの時期、方法はいかがでしょうか。実績払いとなっている薬品費、消耗品費についての支払い方法・時期について示して下さい。	詳細は入札公告等の公表にあわせて公表します。
17	実施方針	別紙1	-	7	7 対価の支払い方法で医師その他の医療スタッフの person 費は国の支払い対象となっていますが、この費用は個人、医療法人ではなく、SPCに支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	実施方針	別紙1	-	7	医療スタッフの人選について。スタッフは非常勤でも医療法人の社員であればよろしいのでしょうか。看護師、臨床工学技士の配置割合や人数についてはご指定がありますか？	関係法令が遵守されており、要求水準書(案)を満たしていれば問題ありません。
19	実施方針	別紙1	-	7	透析中、透析室内に刑務官は配置されますか？	詳細な運用は未定ですが、保安に関することは国の業務です。
20	実施方針	別紙2	10	1	収容関連サービス業務にて調達する備品等は事業者の所有、使用となっていますが、事業期間終了後の取扱いについてお示しください。	実施方針等に記載のとおりです。
21	実施方針	別紙2	17	3	2 事業者が行う維持管理業務において、「事業者は、国等が移設もしくは調達した備品等も含めて保守管理等を行い・・・」とありますが、要求水準書(案)では、別紙12について医療機器等の整備、維持管理及び更新業務で記載があるだけです。別紙2、移転元施設等からの移設品、国が事業契約とは別に調達した備品等の維持管理は、建築設備保守・管理・運転監視業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)及び別紙4に記載のとおり、建築設備保守・管理・運転監視業務ではなく、庶務・経理事務支援業務に含まれます。
22	実施方針	別紙2	27	3	「劣化等により保守管理では必要な機能を満たすことが困難であると判断した場合には事業者に更新を求めることとする。この場合、別紙2及び別紙12に規定する更新回数までの更新費用は事業者の負担とする。」とあるが、事業者の責めによらず別紙2及び別紙12で規定する回数を超える更新が必要となった場合は、国が負担するとの認識でよろしいでしょうか。また、この場合、事業者が調達のうえ費用を国が負担となるか、別途、国が入札等で調達するのかご教示下さい。	前段について、リスク分担表(案)に記載のとおりです。 後段について、未定です。
23	実施方針	別紙2	28	3	「…、別紙2及び別紙12に規定する更新回数までの更新費用は事業者の負担とする。」とありますが、事業者の努力により長寿命化を図り備品等の更新回数を減少させた場合は、更新回数減による減額はないと理解してよろしいですか。	貴見のとおりです。ただし、更新の要否は国が判断します。また、当該医療機器の更新に代えて同等の価額の医療機器の整備を求めることはあり得ます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
24	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター 庁舎炊場 平面図	男子更衣室、女子更衣室の他に炊事更衣室がありますが、これらはどのような使い分けを想定しているのか、御教示願います。	炊事更衣室は、外来者等の更衣室として想定していますが、実際の運用方法については事業者決定後、協議の上決定します。
25	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター エネルギー棟 リネン工場平面図	男子更衣室、女子更衣室の他に民間委託職員男子更衣室がありますが、これらはそれぞれ誰が使用することを想定しているのか、御教示願います。	男子更衣室及び女子更衣室については、リネン職員専用の更衣室として、民間委託職員更衣室は、炊事及びリネン以外の民間委託職員の更衣室として想定しております。
26	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター 診療棟 人工透析室回り 平面図	人工透析30床が、25床と5床で2室に別れて配置されておりますが、これはどのような運用形態の想定に基づくものなのか、御教示願います。	集団とは分けて人工透析治療を実施したり、国職員が人工透析治療を実施する場合があることを想定していますが、状況に応じて柔軟な対応を行う予定です。 なお、国職員が人工透析を実施する必要がある場合には、人工透析室1(5床)を優先的に使用することになります。
27	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター 診療棟 人工透析室回り 平面図	透析治療を必要とする被収容者数が少ない場合には、人工透析室1(5床)を使用せずに人工透析室2(25床)のみを使用するなど、2室の供用形態は、医療法人等の意向により柔軟に決めることが可能との認識でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、特に人工透析室1については国職員が人工透析を実施する場合があるため、国と協議の上決定することになります。
28	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター 診療棟 人工透析室回り 平面図	人工透析室1(5床)と人工透析室2(25床)が同時に稼働する場合、それぞれの部屋に別々の刑務官が戒護のために配置されるとの認識でよろしいでしょうか。	詳細な運用は未定ですが、保安に関することは国の業務です。
29	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター 診療棟 人工透析室回り 平面図	人工透析室1のNo.5のベッドは、部屋の内部で区画されているように見受けられますが、これはどのような使用方法の想定によるのか、御教示願います。	隔離して人工透析治療を行う可能性を考慮したものです。
30	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター 診療棟 人工透析室回り 平面図	医療法人等のスタッフが透析治療中に、人工透析室1と人工透析室2の間を行き来する機会が多いと思われますが、移動がスムーズに行えるよう、鍵の運用等に関しては配慮いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
31	実施方針 (食堂等の平面図)			矯正医療センター 診療棟 人工透析室回り 平面図	風除室1及び風除室2が面した外部出入口のそれぞれの利用者や運用方法、棲み分けはどのように想定されているのか、御教示願います。	運用については、今後検討いたします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
32	実施方針 (食堂等の平面図)	5		人工透析室	国が必要と認める場合には、人工透析室1あるいは人工透析室2において刑事施設の職員である医師が、人工透析機器を使用して人工透析治療を実施することがあり、その場合、事業者は当該被収容者への人工透析治療の実施義務を免れるものと理解しておりますが、実施義務を免れる人工透析治療には、大型機器の操作、準備、洗浄等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、国職員が人工透析治療を実施する際の大型機器の操作、準備、洗浄等を含む維持管理については民間事業者の業務となります。 詳細な運用については事業者決定後、協議の上決定します。
33	実施方針 (食堂等の平面図)	5		人工透析室	人工透析室は1と2に分かれていますが、それぞれに用途として意図するところがあればご教授下さい。	集団とは分けて人工透析治療を実施したり、国職員が人工透析治療を実施する場合があることを想定していますが、状況に応じて柔軟な対応を行う予定です。 なお、国職員が人工透析を実施する必要がある場合には、人工透析室1(5床)を優先的に使用することになります。
34	実施方針 (食堂等の平面図)	5		透析機械室	透析機械室は1と2に分かれていますが、それぞれに用途として意図するところがあればご教授下さい。	設計上、分れてしまっただけであり、用途として区分することは想定しておりませんので、この範囲内で整備願います。
35	実施方針 (食堂等の平面図)	5		更衣室	更衣室1と2は被収容者が更衣するために使用するのか、また、被収容者は全員が透析毎に別の衣服に着替えるのかについてご教授下さい。	原則として貴見のとおりですが、運用の詳細については、事業者決定後、協議の上決定します。
36	実施方針 (食堂等の平面図)	5		透析更衣休憩室	透析更衣休憩室の使用目的についてご教授下さい。	人工透析治療を実施するスタッフの更衣・休憩のための使用を想定しています。
37	実施方針 (食堂等の平面図)	5		人工透析室内の扉	透析治療中は透析室1と2の間を医療法人等のスタッフがスムーズに移動する必要があります。間に設置されている3つの扉の鍵の運用等についてはご配慮いただけるという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
38	実施方針 (食堂等の平面図)	5		個人用透析装置	個人用透析装置コンソールの設置場所がどこになるかご教授下さい。	個人用透析装置のコンソールは、手術室、ICU等で使用する都度、移動させます。使用していない時は、透析倉庫1(又は2で)保管管理を事業者側で行ってください。
39	実施方針 (食堂等の平面図)	5		医療廃棄物の保管施設	医療廃棄物の保管施設(一時保管場所)を人工透析施設内に作る必要があるかどうかについてご教授下さい。	民間事業者側業務(清掃)に含まれますので、提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
40	実施方針 (食堂等の平面図)	5		人工透析室	人工透析室1あるいは人工透析室2から透析の医師が医療情報システムを利用して、処方オーダー、検体・細菌検査オーダー、生理検査オーダー、放射線・内視鏡検査オーダー、食事オーダーなど治療に必要なオーダーを行うことが可能かどうかについてご教授下さい。	人工透析室において、本事業で整備することとなる医療情報システムを活用することは可能です。 また、医療情報システムを持ち込むことも可能ですが、処方オーダー等治療に必要なオーダーは、国の医師との協議になります。
41	実施方針 (食堂等の平面図)	5		人工透析室まわり図面	透析のシャント管理において、PTA（血管拡張）を行うためのレントゲン設備が必要であるが、人工透析室まわりの図面にレントゲン設備がないということは、医療刑務所内のレントゲン設備で国側の医師がPTA（血管拡張）を行うのでしょうか。	簡易な管理については、事業範囲に含まれます。なお、その際に国の設備を用いて差し支えありません。 また、シャントの形成などは本事業の対象外ですが、これについて外部医療機関の協力等に関する提案を行うことを妨げるものではありません。
42	実施方針 (食堂等の平面図)	5		人工透析室まわり図面	人工透析室まわりの図面にシャワー室がないが、透析業務中に医療スタッフが血液汚染にさらされる場合があり、そのために透析室にシャワー室の設置は可能でしょうか。若しくは医療刑務所内の他のシャワー室を使用することは可能でしょうか。	国際法務総合センター内の他のシャワー室を使用できます。
43	実施方針 (食堂等の平面図)			人工透析室回り平面図について	機械室の配置について。透析機械室が2か所ありますが、これは2か所にRO装置を設置するのでしょうか？また、外部への通行可能なドアのある通路を挟んでの透析液供給は配管上困難と思われます。配置を再度考慮していただくことはできますか？	RO装置の設置は、透析機械室2を想定しています。 なお、透析液供給用の配管は施工しておりません。2次工事対応になります。

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	要求水準書 (案)	2	33	第1編-第3	運営開始日とは「施設への被収容者の収容開始を予定する日」とありますが、具体的にはいつの予定でしょうか。	平成29年9月を予定しています。 なお、国職員についても運営準備のために運営開始前に職員宿舎に入居し、また、国際法務総合センターで勤務することも想定しています。
2	要求水準書 (案)	7	15	第2編-第3	外構施設も本事業の対象とのことですが、空地部分（C工区）は管理対象外という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	要求水準書 (案)	7	15	第2編-第3	外構施設も本事業の対象とのことですが、空地部分（C工区）の施設整備実施期間中の交通整理及び工事関係者等の入場管理は対象外という理解でよろしいですか。	C工区の施設整備については、現段階では未定であることから、その際の詳細な取扱いについては、別途協議して決定することになります。
4	要求水準書 (案)	18	6	第3編-第1-(4)	備品等（事務机、椅子、ロッカー等）は国負担とありますが、別紙2備品リストに記載の物は事業者負担ではないでしょうか？	貴見のとおりです。 別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
5	要求水準書 (案)	18	6	第3編-第1-(4)	パソコン、プリンター、事務用品等は、国または事業者どちらの負担でしょうか。	要求水準書において、事業者が整備することが明記されている物以外は、原則として国において負担することとなります。 ただし、事業者が使用する事務用品等については、事業者負担となります。
6	要求水準書 (案)	20	24	第3編-第2-(3)	「運営準備期間における警備業務」が追記されましたが、本項目の前後の「運営準備期間における施設維持管理」、「運営準備期間における清掃・環境整備業務」も含めて業務の実施期間は、前回の質問回答により、「施設完工日以降、国から引き渡しを受けた日から運営開始日までの期間」と認識しております。施設完工日は平成29年2月17日、運営開始日は同年9月1日とのことですが、国から引き渡しを受けた日とは具体的にどの期日となり、前記3業務の実施期間はどのようになるのか御教示願います。	国からの引渡しは、施設完工日から速やかに行うことを予定しています。当該業務の実施期間も引渡し後となります。
7	要求水準書 (案)	20	24	第3編-第2-(3)	業務項目に警備業務が追加修正されていますが、実施方針の修正により追加されたかと理解してよろしいでしょうか。	修正前の要求水準書(案)にも含まれていたものですが、誤解のないよう追記したものです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
8	要求水準書 (案)	20	24	第3編-第2-(3)	運営準備期間中、必要な警備を行うこととありますが、期間は2017年4月～9月との認識でよろしいでしょうか。	施設引渡し日以降、運営開始日までです。
9	要求水準書 (案)	20	24	第3編-第2-(3)	運営準備期間中の必要な警備とは、要求水準書第3編-第4-3、警備業務に記載されている業務すべてという認識でよろしいでしょうか。	運営開始していないために発生しない業務(面会受付等)は含みません。
10	要求水準書 (案)	20	24	第3編-第2-(3)	運営準備支援業務に警備業務が追加されています。開業準備期間中は運営開始以降に事業者が立ち入らない被收容者エリアにも備品等を搬入・設置しますが、警備業務の対象となるのでしょうか。	被收容者エリアについては、警備業務の対象外です。
11	要求水準書 (案)	22	3	第3編-第2-(3)	護送計画については、運営開始日の一カ月前までに国側で計画されることになっており、運営開始日から漸次移送がなされるものと思料されますが、計画に際しては今回民間事業者が整備する自動車のみを使用する前提で計画され、移送元施設の自動車を使用しての護送はない、との認識で宜しいでしょうか。	原則として、貴見のとおりです。
12	要求水準書 (案)	22	17	第3編-第2-(3)	「No. 25_国が新規に調達する物品の調達支援」について、設置管理が必要な物品や専門性の高い物品など、詳細な仕様決定のために時間が係ることを懸念しております。どのような物品と数量を予定しているかご教示下さい。	未定です。
13	要求水準書 (案)	22	17	第3編-第2-(3)	「No. 25_国が新規に調達する物品の調達支援」について、見積の作成等の支援を事業者で行い、費用負担は国が行うものとしていますが、事業者(協力企業等)が調達して費用を国負担とすることは可能でしょうか。また、国が調達する場合、事業者も応札出来るとの理解でよろしいでしょうか。	国の調達の公正性を阻害する可能性がありますので、入札の参加はできないと考えております。
14	要求水準書 (案)	22	18	第3編-第2-(3)	「調達に係る事務手続き」とは具体的に(国システムの利用や国の決裁書類作成の有無を含め)どのような業務であるかご教示ください。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。
15	要求水準書 (案)	24	6	第3編-第2-(3)	医療機器設置スケジュールの作成業務の頻度が“1年前”から“9か月前”に修正されていますが、事業契約締結から運営開始までの期間が10か月しかなく、国や施設建設企業等との調整に1か月程度の期間しか確保できない状況では、実質的に運営開始日の9か月前までにスケジュールを作成することは困難かと思料します。“6か月前まで”等に修正願えないでしょうか。	原案のとおりとします。特に建築工事、設備工事に影響を与えるものについては厳守を求めます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
16	要求水準書 (案)	24	6	第3編-第 2-(3)	「No. 39_医療機器設置スケジュールの作成(指定医療機器及び事業者が調達する医療機器)」について、作成するスケジュールはどの程度までを意味しているのでしょうか。詳細日程やタイムスケジュールまでの作製は、指定された業務頻度では策定は極めて難しいと懸念しています。	原案のとおりとします。特に建築工事、設備工事に影響を与えるものについては厳守を求めます。
17	要求水準書 (案)	24	6	第3編-第 2-(3)	「No. 39_医療機器設置スケジュールの作成(指定医療機器及び事業者が調達する医療機器)」について、指定医療機器の情報が入札時に公表されない場合、事業契約後すぐに頂けるとの理解でよろしいでしょうか。業務頻度が事業契約直後であるため、すぐに頂くことが必要であると思慮します。	事業契約後、可能な限り速やかに提示します。
18	要求水準書 (案)	24	12	第3編-第 2-(3)	「No. 41_検収作業の支援業務」について、指定医療機器等の検収作業の支援とありますが、移設された機器の検収作業の支援という認識でよろしいでしょうか。また、国が調達した機器も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	対象範囲については貴見のとおりです。なお、事業者が調達する医療機器の検収等は事業者において実施します。また、検収支援とは、国が行う検収において最終確認を行う段階までの準備業務全てを意味します。
19	要求水準書 (案)	26	11	第3編-第 2-(4)	別紙2に示された備品は、収容関連サービス業務以外も含めすべて事業者が調達するものと理解しますが、この場合、表中の丸印は「国」ではなく「事業者」ではないでしょうか。	別紙2に記載のない備品等について、国が負担するという趣旨です。
20	要求水準書 (案)	28	15	第3編-第 3-1-(3)-7	「事業者が行う中央監視室への防災センターとしての機能の保持」と追記ありますが、防災センターとしての機能の保持とは、具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。	関係法令及び要求水準書(案)を満たす機能を保持しなければならない、という趣旨です。
21	要求水準書 (案)	28	15	第3編-第 3-1-(3)-7	「事業者が行う中央監視室への防災センターとしての機能の保持」と追記ありますが、防災センターとしての機能の保持する範囲を教えてください。(事業範囲外の建物も含むのでしょうか。) また、事業範囲外の建物を含む場合、事業範囲外の建物との責任区分や業務分担、資格者等の配置人数等の分担は、入札説明書公表時に開示頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	関係法令及び要求水準書(案)を満たす機能を保持しなければならない、という趣旨です。 なお、事業範囲外の建物は含みません。
22	要求水準書 (案)	28	15	第3編-第 3-1-(3)-7	防災管理上必要な業務として“事業者が行う中央監視室への防災センターとしての機能の保持”が追加されていますが、ここでのいう事業者が行う業務は、中央監視室での防災センター要員としての業務を指し、中央監視装置等の初期整備は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	入札参加資格確認時に提示する詳細図面に記載の機器については国において初期整備しますが、その機能の保持は業務に含まれます。 なお、その他事業者の判断により機器を追加整備すること等は提案によります。
23	要求水準書 (案)	38	30	第3編-第 3-3-(3)-7 -②	透析中に酸素を使用することが多々ありますが、透析室にも配管を通しての酸素の供給はありますか？	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
24	要求水準書 (案)	47	26	第3編-第 4-1-(3)	人事事務支援に含まれる給与計算について、各部門の国担当者から回送された出勤簿等を基に給与計算を行うとの認識で宜しいでしょうか。	出勤簿のほか、関係書類を確認の上、給与計算を行うことを指しています。 詳細な運用については事業者決定後、協議の上決定します。
25	要求水準書 (案)	48	4	第3編-第 4-1-(3)	窓口対応について「(差入れ・宅下げ業務を含む)」と記載がありますが、総務業務に領置業務は含まれていないところ、窓口対応時に領置金等の差入れも考えられることから、国の担当職員が実施するための一次対応のみを行う、との認識で宜しいでしょうか。	原則として、貴見のとおりです。 詳細な運用については事業者決定後、協議の上決定します。
26	要求水準書 (案)	48	4	第3編-第 4-1-(3)	窓口対応に差入れ・宅下げ業務を含むとありますが、物品の受付のみを行い、物品の可否については、国の職員が判断するのと認識でよろしいでしょうか。	原則として、貴見のとおりです。 詳細な運用については事業者決定後、協議の上決定します。
27	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	国際法務総合センターとして一体となった地域貢献について必要な調整及び支援を行うことが追加されていますが、具体的にはどのような業務でしょうか。	例えば、地域活動への参加や広報活動等を想定しておりますが、その具体的な内容等は提案及び国との協議によります。
28	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	「国際法務総合センターとして一体となった地域貢献について、必要な調整及び支援を行うこと」と追記されましたが、これは具体的にはどのようなことを想定されているのか、御教示願います。	例えば、地域活動への参加や広報活動等を想定しておりますが、その具体的な内容等は提案及び国との協議によります。
29	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	庶務事務支援業務のその他事務支援に“国際法務総合センターとして一体となった地域貢献について、必要な調整及び支援を行うこと。”が追加されていますが、地域貢献策として事業者が提案した項目・内容については当然、事業者が調整実施するものと思料しますが、本業務においては、国が別途導入される地域貢献策についても、支援のみではなく、関係者との調整を事業者が行わなければならないのでしょうか。	例えば、地域活動への参加や広報活動等を想定しておりますが、その具体的な内容等は提案及び国との協議によります。
30	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	「地域貢献について必要な調整及び支援を行う」との記載がありますが、前行の「施設参観、矯正展の会場設営・撤収支援」とは別に記載されていることから、「施設参観・矯正展」とは別の業務であると認識しております。「地域貢献」について、具体的にどのような様な業務をイメージしているか御教示願います。	例えば、地域活動への参加や広報活動等を想定しておりますが、その具体的な内容等は提案及び国との協議によります。
31	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	「センターとして一体となった地域貢献」自体は国側費用にて運営されるもので、事業費に含まれないとの認識で宜しいでしょうか。「センターとして一体となった地域貢献」への必要な調整及び支援に係る民間事業者の職員の人件費のみ事業費に含む、との認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりですが、事業者の提案・負担により実施することを妨げるものではありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
32	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	(上記質問№7に関連して)「センターとして一体となった地域貢献」は国主体で、開庁日に行われるとの認識で宜しいでしょうか。	前段については概ね貴見のとおりですが、後段については開庁日とは限りません。
33	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	国際法務総合センターが想定している地域貢献とはどのようなものでしょうか。	例えば、地域活動への参加や広報活動等を想定しておりますが、その具体的な内容等は提案及び国との協議によります。
34	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	地域貢献について、必要な調整及び支援とは具体的にどのような業務を想定していますか。	例えば、地域活動への参加や広報活動等を想定しておりますが、その具体的な内容等は提案及び国との協議によります。
35	要求水準書 (案)	48	13	第3編-第 4-1-(3)	「国際法務総合センターとして一体となった地域貢献について、必要な調整及び支援を行うこと」と記載がありますが、どのような活動を想定され、また事業者にどのような業務を担当させることを想定されているのかご教示ください。	例えば、地域活動への参加や広報活動等を想定しておりますが、その具体的な内容等は提案及び国との協議によります。
36	要求水準書 (案)	49	19	第3編-第 4-1-(3)	『その他、別紙4 機器、備品及び〜に基づくこと』が、追記されていますが、物品管理事務支援対象物は、所有者が国となっている物品のみとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)別紙4に記載のとおり、事業者所有の備品等については、事業者の責任において管理することを想定しています。
37	要求水準書 (案)	49	20	第3編-第 4-1-(3)	別紙4に基づく記載があるが、これは民間事業資産について国有財産・物品管理事務支援に管理を求めているという理解で差支えないか。	要求水準書(案)別紙4に記載のとおり、事業者所有の備品等については、事業者の責任において管理することを想定しています。
38	要求水準書 (案)	52		第3編-第 4-2	事故の補償部分にあたります保険加入は、事業者側で加入でしょうか。	概ね貴見のとおりですが、事業者の加入が必要な保険は入札公告時にお示しします。
39	要求水準書 (案)	52		第3編-第 4-2	自家用自動車運行管理ですので、点呼等の法的義務付けはありませんが、アルコールチェック等点呼をする必要があるとお考えになりますか。また、その場合のアルコールチェッカー機器等の費用負担も積算範囲内とお考えですか。	提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
40	要求水準書 (案)	52		第3編-第 4-2	受刑者がお亡くなりになった時の移送も、業務に含まれますか。	提案によりますが、葬儀関係は国が行うことを想定しています。
41	要求水準書 (案)	52		第3編-第 4-2	救急車に搭載する医療機器や護送車に関わる設置物等に関する補償負担はどちらになりますか。	事業者に御加入いただく保険については、入札公告等の公表にあわせて公表します。
42	要求水準書 (案)	52		第3編-第 4-2	想定外の事態（天災、災害等）発生時における特別支援負担金等のご請求は可能ですか。	リスク分担表(案)のとおりですが、詳細は入札公告等の公表にあわせて公表します。 なお、補助金等の活用を妨げるものではありません。
43	要求水準書 (案)	52		第3編-第 4-2	災害時に管理車両が走行不能レベル、全損を被った場合の代替え車両についての責任の所在はどのようになりますか。	リスク分担表(案)のとおりですが、帰責事由等個別の事例によりますので、一概にお答えすることは困難です。
44	要求水準書 (案)	53	16	第3編-第 4-2-(3)	「事業期間内において、適切な時期に車両の更新を行う」とありますが、別紙2 想定調達備品参考リストのように更新回数が指定されていないことから、更新時期については、民間事業者の提案に基づき施設と協議の上決定すれば良い、との認識で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、常に安全な運転が行えるようが必要になります。
45	要求水準書 (案)	53	22	第3編-第 4-2-(3)	長距離護送や出張業務とあるが、長距離とはどの程度であるか？また、長距離護送と出張の頻度はどの程度であるか、過去事例等ご教示頂きたい。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
46	要求水準書 (案)	53	23	第3編-第 4-2-(3)	国の職員による運転を認めることとあるが、国の職員が運転した際の事故に係る保険・補償についてはどのように考えるか。	詳細は入札公告時に公表しますが、原則として国が対応することを想定しています。なお、事業者による提案を妨げるものではありません。
47	要求水準書 (案)	53	23	第3編-第 4-2-(3)	「事業者による護送が適当でないと考えられる場合には、国の職員による運転を認めること」とありますが、護送に限らず国の職員が運転中に事故を起こした場合は国家賠償法により損害に対する賠償等がなされるとの認識で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に公表しますが、原則として国が対応することを想定しています。なお、事業者による提案を妨げるものではありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
48	要求水準書 (案)	56	3	第3編-第 4-3-(3)	立哨ポストは「国際法務総合センター維持管理・運営事業対象施設イメージ」の図を参考とすると、表門→門衛所付近の門、地下一階・一階の車両搬入→一階建て駐車場、受付付近→門衛所付近という理解で宜しいか。	民間職員の人員配置等は提案によります。なお、詳細な図面については、入札参加資格確認後に開示する予定です。
49	要求水準書 (案)	56	4	第3編-第 4-3-(3)	一般受付は「国際法務総合センター維持管理・運営事業対象施設イメージ」の図にある矯正医療センター庁舎棟近郊の門衛所で実施する業務という理解で宜しいか。	民間職員の人員配置等は提案によります。なお、詳細な図面については、入札参加資格確認後に開示する予定です。
50	要求水準書 (案)	56	19	第3編-第 4-3-(3)	業務の流れですが、面会者と被収容者との続柄確認は面会者の申し出による確認をし、それらの情報を処遇部門に報告することで、処遇部門より面会の可否について指示が頂けるという理解で宜しいか。	面会の可否は国において決定します。
51	要求水準書 (案)	56	26	第3編-第 4-3-(3)	「X線透視装置」の記載が削除されておりますが、一方で「別紙2 想定調達備品 参考リスト」には、前回と同様、矯正医療センター1階領置事務室に「差入品等X線透視探査機」の記載があります。今後、別紙2から「差入品等X線透視探査機」の記載は削除されるとの認識でよろしいでしょうか。	差入品等X線透視探査機については、国職員が使用することを想定しており、来訪者の所持品検査で使用することは想定していないため、削除したものです。 なお、医療用につきましては、X線TV装置が記載されています。(医療用のX線透視装置は、X線TV装置に含みます。)
52	要求水準書 (案)	57	10	第3編-第 4-3-(3)	庁舎警備業務から“職員の入退所管理”が削除されていますが、事業者は職員の入退所管理は実施しなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。それとも、来訪者等と同様の扱いを実施する(身分証等の確認、通行証等の交付、所持品検査など)ため、削除されたと理解してよろしいでしょうか。	職員の入退所管理は不要です。
53	要求水準書 (案)	61	15	第3編-第 5-1-(3)	要求水準書(案)(平成28年1月12日修正)において「ニュークックチルに対応したものとすること」が削除されており、P64【食事・飲料などの給与】7行目では「ニュークックチル方式等・・・」の記載もございます。また、別表ではニュークックチル対応のリヒートカートが記載されております。調理・配膳においてニュークックチル方式は絶対条件ではなく当社からの提案で良いのか？また、栄養価など満たした上で1次加工、2次加工などを行ったリヒートカートの使用を視野に入れた同等食品への変更提案は可能でしょうか？	貴見のとおりです。
54	要求水準書 (案)	61	18	第3編-第 5-1-(3)	厨房設備・機器、食器類の整備計画立案において、使用する厨房機器の要件として“ニュークックチルに対応したもの”との項目が削除されていますが、ニュークックチルに対応した厨房機器の調達・整備は、必ずしも必要ないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
55	要求水準書 (案)	62	17	第3編-第 5-1-(3)	献立の作成に当たっては、必要に応じて宗教食等にも配慮すること。とあるが、食材の変更、除去については可能と思われるが、ハラル食の対応が発生した場合、どの程度の対応を行えばよいか？・ハラル認証の食材の使用。・同一の厨房設備で作業することは可か否か？・レアケースであるなら、ハラル認証のといった冷凍弁当などの使用の可否など。	提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
56	要求水準書 (案)	63	1	第3編-第 5-1-(3)	矯正処遇上又は医療上の必要からオーダー締切後に変更の必要が生じた場合・・・とありますが、過去の経験値で結構ですが変更の頻度（食数でも結構です）は、どの程度と想定できますでしょうか？	お答えすることは困難です。
57	要求水準書 (案)	63	11	第3編-第 5-1-(3)	当該要求水準の文中に記載されている「国の規定」とは、具体的に国が定めるとどのような規定（法令、基準等）を指すのか、ご教示いただきたい。	矯正施設被収容者食料給与事務規定等を指しますが、詳細な運用は事業者決定後、協議の上決定します。
58	要求水準書 (案)	63	25	第3編-第 5-1-(3)	誕生菜、行事菜、延長菜のメニュー・内容に関する事例や頻度についてご教示頂きたい。	可能な範囲で、入札公告又は入札参加資格確認時等での公表を検討します。
59	要求水準書 (案)	64	8	第3編-第 5-1-(3)	当該要求水準の文中に「ニュークックチル方式等、効果的な食事の提供を行う調理方式を採用すること」とあるが、効果的と考えられる調理方式であれば、必ずしも「ニュークックチル方式」を採用しなくてもよいという解釈でよいのか。	貴見のとおりです。
60	要求水準書 (案)	64	18	第3編-第 5-1-(3)	当該要求水準の文中に「夏季の対象期間は国が毎年定めるものとする」とあるが、例年国が定めている標準的な期間（日数）についてご教示いただきたい。	概ね6月から10月の期間ですが、年によって変更もあり得ます。
61	要求水準書 (案)	66	9	第3編-第 5-1-(3)	国の職員・従事職員に係る非常食及び非常飲料の調達、管理に関して、前回は「～7日分以上調達すること」と記載されていたところ、今回、「～7日分以上用意できる体制を確保すること」となりましたが、これは体制が確保できれば、7日分以上の非常食・非常飲料を施設内に備蓄する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
62	要求水準書 (案)	68	19	第3編-第 5-2-(3)	「矯正医療センター（仮称）が定める院内感染対策マニュアル等に則り業務を行う」とあるが、院内感染対策マニュアルの内容をご教示願う。	策定次第、速やかに提示する予定です。なお、その内容は厚生労働省「医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き」に基づいて作成する予定です。
63	要求水準書 (案)	69	5	第3編-第 5-2-(3)	前回の「（洗濯設備・機器は）事業者が所有するものとする」との記載がなくなりましたが、洗濯設備・機器に関しては国が所有する形態に変更になったとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）別紙4と記載が重なるため削除したもので、事業者の所有です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
64	要求水準書 (案)	69	5	第3編-第 5-2-(3)	別紙5の「〇洗濯設備等」に記載された品目・台数は絶対条件でなく、要求水準を満たした業務を行えるのであれば、準備する機器は事業者提案に委ねられるとの理解でよいか（記載のある「食堂用机・いす」「配膳車」「工場用食器保管庫」「モニター」等の必要性の要否も含め）。	要求水準を満たした機器が整備できるのであれば可能です。
65	要求水準書 (案)	69	8	第3編-第 5-2-(3)	インフラ（ボイラー等）は整備されているのか。	整備されています。
66	要求水準書 (案)	69	8	第3編-第 5-2-(3)	電源は、各諸室まで供給されているとの理解で良いか。	貴見のとおりです。
67	要求水準書 (案)	69	13	第3編-第 5-2-(3)	矯正研修所の職員については衣類・寝具の調達計画の立案及び調達・貸与行が、下着類については含まないという理解でよいか。	衣類の調達については、職員は含みません。 その他、要求水準書(案)に記載のとおりです。
68	要求水準書 (案)	69	13	第3編-第 5-2-(3)	実情に即した無駄のない衣類の費用積算と調達をする為、既存施設において別紙8に記載されている被収容者用の衣類・タオル（日用品）について、使用用途（日常着衣や作業時の着衣等の区分）・品目毎の使用状況（夏・冬での衣替えの有無と使用期間、同様品目との選択性の有無）・サイズ展開をご教示頂きたい（被収容少年分含む）。	入札公告等の公表時又は入札参加資格の確認後にお伝えします。
69	要求水準書 (案)	69	17	第3編-第 5-2-(3)	衣類の調達にあたり、事前に想定し準備したサイズの規格を超える被収容者が収監された場合、衣類の提供が遅れることも想定されるが、これはペナルティーに該当する事項と判断されるのか。	個別の事例によりしますので、一概にお答えすることは困難です。
70	要求水準書 (案)	69	25	第3編-第 5-2-(3)	的確な補修や商品管理を行うのであれば、施設内リネン工場にミシン等を設置しての作業は絶対条件ではなく、同作業の外部での実施等は提案に委ねられると理解してよいか。	施設内において実施する必要があります。
71	要求水準書 (案)	70	3	第3編-第 5-2-(3)	縫製、管理を確実に行うこととあるが、更新サイクルや消耗・劣化の基準はあるか？	事業者決定後、協議の上決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
72	要求水準書 (案)	70	7	第3編-第 5-2-(3)	衣類、寝具の想定を超えた、標準体型を超えた収容者の場合、新規に導入する際のベッド等の購入、設置負担は、別途清算するとの考えて良いか。	原則として事業者負担となりますが、リスク分担の詳細は入札公告の公表時に公表します。
73	要求水準書 (案)	70	9	第3編-第 5-2-(3)	衣類、寝具の状態を勘案しながら、随時更新を実施することとあるが、状態の判断は事業者で良いか。	国と事業者で協議の上、決定することを想定しています。
74	要求水準書 (案)	70	13	第3編-第 5-2-(3)	当直室・職員仮眠室のシーツ枕カバーは、使用者が変わる都度・・・とあるが、使用者が変わる頻度の目安をご教示頂きたい。	当直・職員仮眠室ともに毎日使用者は変わります。
75	要求水準書 (案)	72	15	第3編-第 5-2-(4)	被収容者のベッド・マットレスの保守管理とあるが、ベッドの上には敷き布団でなくマットレスが設置されると考えてよいか。マットレスの設置であれば、「別紙2 想定調達備品 参考リスト」に数量・規格の追記を願う。	「別紙8 給貸与物品一覧」の寝具の項目にマットレス及びベッドパットを追記いたします。ベッドの上には敷き布団ではなくベッドパットを整備していただくことになります。 なお、マットレスの数量・規格については、「別紙2 想定調達備品 参考リスト」に掲載されている医療用ベッドを参考に事業者において整備願います。
76	要求水準書 (案)	72	16	第3編-第 5-2-(4)	衣類・寝具の提供業務の費用区分において、ベッド・マットレス（国の職員、研修員）の調達費、更新費が国の負担であるのに対し、保守管理費が事業者負担に修正されていますが、業務区分表には明快な表現がありません。 ベッド・マットレス（国の職員、研修員）の調達・更新は国が実施し、保守管理業務は事業者が実施すると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
77	要求水準書 (案)	72	20	第3編-第 5-2-(4)	常務担当者（洗濯室常駐員）に対し、予防接種（インフルエンザ・麻疹・風疹等）を義務付ける必要はあるか。	要求水準書(案)を満たすほかは提案によります。
78	要求水準書 (案)	74	3	第3編-第 5-3-(3)	清掃・環境整備業務の機器・備品等の調達計画の立案の業務頻度が“運営開始日の2カ月前まで”から“施設完工日の2カ月前まで”に修正されています。P3の定義により“施設完工日”は平成29年2月17日とされていますが、当該日は事業契約締結（平成28年11月）後約3カ月の時期であり、運営開始日（平成29年9月）の約6カ月前です。“施設完工日の2カ月前まで”は事業契約締結後1カ月以内となり、非常にタイトなスケジュールとなるため、“施設完工日の1カ月前まで”としていただけないでしょうか。	検討の上、必要があれば修正します。
79	要求水準書 (案)	74	6	第3編-第 5-3-(3)	清掃・環境整備業務の機器・備品等の整備の業務頻度が“運営開始日の1カ月前まで”から“施設完工日まで”に修正されています。 本業務頻度を前倒しされた理由は、清掃・環境管理業務を施設完工日の翌日から開始することを要求水準とされていると理解してよろしいでしょうか。	施設完工日後、速やかに引渡しを行うことを想定しているためです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
80	要求水準書 (案)	74	6	第3編-第 5-3-(3)	清掃・環境整備業務の機器・備品等の整備の業務頻度が“運営開始日の1か月前まで”から“施設完工日まで”に修正されていますが、要求水準欄には、“リハーサル開始日まで”ないしは“運営開始日の1か月前まで”と記載されています。どちらが正しいのでしょうか。	「運営開始日の1か月前まで」を「施設完工日まで」に修正します。
81	要求水準書 (案)	80	14	第3編-第 5-4-(3)	前回の「被收容者等に対し、1か月に1回以上調髪を行うことを想定」との記載が、「男子の被收容者に対しては～」と変更されていますが、女子の被收容者に対してはどのような頻度で調髪を行うのか、御教示願います。	関係法令(被收容者の保健衛生及び医療に関する訓令等)に記載のとおりですが、具体的な頻度は決まっておりません。
82	要求水準書 (案)	83	2	第3編-第 5-5-(3)	職員食堂運営業務の要求水準に“大幅な物価変動により本業務の実施にかかる費用等が一定の基準を超えて増減した場合、・・・。”という項目が追加されていますが、ここでいう“一定の基準”について、ご教示ください。	社会通念上相当と認める場合を想定しています。
83	要求水準書 (案)	84	17	第3編-第 5-5-(3)	当該要求水準の文中に「利用しやすい料金とすること。」とあるが、当該施設の職員様に対して食事代の補助がある場合は、料金設定の際の参考にしたいので、具体的な補助金額（割合）等についてご教示いただきたい。	補助等はありません。
84	要求水準書 (案)	85	4	第3編-第 5-5-(3)	p82の30行目に記載の要求水準では、矯正医療センター（仮称）への弁当配達は“平日の朝食及び夕食”となっていますが、業務区分表では“平日の朝食及び昼食”となっています。どちらが正しいのでしょうか。	「平日の朝食及び夕食」の誤りです。
85	要求水準書 (案)	87	4	第3編-第 5-6-(1)	前回は「洗濯」と記載されていたところ「洗濯等」と変更されていますが、これは何か通常の洗濯に加えてのサービスを想定したことによるのか、御教示願います。	リース等による提供も可能であるため、「洗濯等」としたものです。
86	要求水準書 (案)	88	3	第3編-第 5-6-(3)	質問回答No. 403に「寝具及び白衣等について事業者が調達を行い、洗濯も行っていただきます。」とある。回答は誤りであり、本業務での衣類・寝具の調達はあく洗濯のみとの理解で間違いないか（矯正研修所研修員用の寝具の調達は衣類・寝具の提供業務に含まれることは認識しています）。 ※質問回答No. 329に「白衣等を含め、国の業務上必要な職員制服については、国の負担で準備いたします。」、質問回答No. 399に「研修員について、事業者が調達するのは寝具のみです。」とあり。	前回答NO.403の誤りです。 矯正医療センター(仮称)の被收容者に提供する衣類・寝具、同センター及び矯正研修所の職員・研修員用の寝具の調達は事業者の業務となります。
87	要求水準書 (案)	88	3	第3編-第 5-6-(3)	「参考3研修施設の稼働実績」において研修期間が長期に亘る研修もある。要求水準にアジ研のベッドメイクは清掃業務に含まれているものの、その他の2研修所は含まれていないことから、研修終了時（若しくは開始時）及び研修期間中は必要に応じ利用者自身がベッドメイクを含むリネン交換を行い、当該業務においては交換されたりリネンを洗濯するとの理解でよいのか。参考に現在の運用についてもご教示頂きたい。	貴見のとおりです。 アジ研以外については、何らかの形でシーツ等を配布する必要がありますが、詳細な運用については事業者決定後、協議の上決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
88	要求水準書 (案)	89	18	第3編-第 6-1-(3)	「①独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者」、「②米国PMIのプロジェクトマネジメントプロフェッショナル認定者」、「③特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会のP2M資格以上」、「④医療情報技師」のうち、①～④いずれかの資格を有していればよいとの理解でよいのか、もしくは①及び②及び③の3種の資格を全て保有、または④の資格保有との条件であるのか。	いずれかの資格を有していれば問題ありません。
89	要求水準書 (案)	89	22	第3編-第 6-1-(3)	「医療情報システムの運用・保守」業務の責任者に求める資格に「独立行政法人情報推進機構の情報処理技術者(システムアナリスト、ITストラテジスト又はプロジェクトマネージャー)、米国PMIプロジェクトマネジメントプロフェッショナル認定者、特定営利法人日本プロジェクトマネジメント協会のP2資格(PMC以上)又は医療情報技師であること。」が追加されていますがその趣旨をご教示下さい。一般的な病院におけるシステム担当者に当該要件を求めることは稀であり、資格を追加することによるコストアップが懸念されます。	医療情報システムの安定的な運用・保守のために必要と判断したものであり、本事業への期待を表したものです。
90	要求水準書 (案)	90	4	第3編-第 6-1-(4)	備品(事務机、いす、ロッカー等)の費用区分の記述がないが、別紙2に記載された備品等については事業者の負担にて調達・更新するという理解でよいのか。	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
91	要求水準書 (案)	90	6	第3編-第 6-1-(4)	診療報酬改定となう、医療保険点数の大幅な変更により生じるシステムの修正などで保守費用を超えて対応しなければならない費用発生の場合は、今回の入札金額には含まず、別途協議とするという理解で良いか。	医事会計システムは要求水準書(案)に含みませんが、パッケージからあえて除外することを求めるものではありません。
92	要求水準書 (案)	91	6	第3編-第 6-2-(1)	医療機器等の運用は、中央管理による病棟における貸し出し管理を中心とした運用とあるが、既存で想定されているシステムの内容が判らず、手動での管理も難しいと考える。 専用のハードとソフトによる提案として良いか。	提案によりますが、実装する場合、管理データは国側でも流用かつ簡易に操作できるようにしてください。
93	要求水準書 (案)	91	10	第3編-第 6-2-(1)	医療機器の更新について、10年間の一括提案は価格・バージョンとも日進月歩の状態から非常に難しいと考える。最新機種への更新について、価格等のリスクをどのように考えたらよいか教授頂きたい。	本実施方針等という「陳腐化」とは、前回質問回答のとおり、当該機器等の使用により著しいコスト高や業務遂行能力の低下を引き起こすなど、当初の要求水準が満たせなくなることを言います。 したがって、技術の進歩等によって、類似機器等の性能が向上した場合については、ここで言う「陳腐化」には該当しません。
94	要求水準書 (案)	91	14	第3編-第 6-2-(2)	医療機器等の整備に関し、電源等1次工事までは国、2次工事以降を事業者の範囲と考えて良いか。(例:无影灯天井取付用アンカー、200V電源、給排水等躯体に係る工事)	概ね貴見のとおりであり、詳細図面については、入札参加資格確認後に開示します。
95	要求水準書 (案)	91	18	第3編-第 6-2-(3)	本業務の責任者となるが、修理業の資格を持った人間でも対応出来る範囲に限られる。ME技師(臨床工学技士)の指導の下業務を行う事が通例と考えるが、その解釈で良いか。	本業務の責任者は、単なる役務提供だけではなく「2.医療機器等の整備、維持管理及び更新業務」の全てに対し責任を持って管理を行ってもらう必要があります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
96	要求水準書 (案)	91	20	第3編-第 6-2-(3)	事業者が維持管理を行う「別紙12 医療機器 参考リスト」には医療機器以外の備品等も含まれています。これらの物品は、破損時には新品交換以外の方法がなく、結果として更新回数を超えることが十分に考えられます。この場合、国負担との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表(案)及び要求水準書(案)別紙4に記載のとおりです。
97	要求水準書 (案)	91	21	第3編-第 6-2-(3)	「必要に応じ滅菌や清掃等を行う」とあるが、通常、使用後の医療機器（例えば、人工呼吸器や超音波ネブライザー等）は、院内感染防止の観点から当該部署で感染防止マニュアルに定められた薬剤で一次清掃を行った後に、中央管理部門に持ち出します。使用する部署に据置きの場合はそのまま保管されます。医療機器等の整備、維持管理及び更新業務で貸出管理される医療機器についても、使用した部署で1次清掃が済んだものが返却されるとの認識でよろしいでしょうか。	原則として事業に含まれますが、詳細は事業者決定後、協議の上決定します。
98	要求水準書 (案)	92	2	第3編-第 6-2-(3)	「No.1_運営準備業務」において、「医療機器をレイアウトした設計書面を作成し」とあるが、作成に必要な情報は平面詳細図や設備図面をCADデータ（DXFまたはDWGファイル）で頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、効率的に作業を進める観点から、情報受領時は設計時点で想定した機器のレイアウト情報の提示も希望します。	概ね貴見のとおりであり、詳細図面については、入札参加資格確認後に開示することを検討しています。
99	要求水準書 (案)	92	3	第3編-第 6-2-(3)	「No.1_運営準備業務」において、「指定医療機器と事業者の調達機器を明確に区分けし」とあるが、CADデータ上でのレイヤーおよび色での区分けするものとし、調達機器および指定医療機器ともに、卓上設置や寸法・構成などの理由により図面記載できないものは対象外とする認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
100	要求水準書 (案)	92	5	第3編-第 6-2-(3)	「No.2_調達予定機器・備品リストの作成」において、別紙12で公表された機器について、本施設にとって過剰な機器（仕様）や台数であると考えられる場合、適切な機器（仕様）や台数を入札時に提案してよろしいでしょうか。	性能・台数については、入札条件となります。この性能・台数を満たすものとしてください。 なお、リストは参考ですので、この性能・台数を満たすものであれば、提案によります。
101	要求水準書 (案)	92	6	第3編-第 6-2-(3)	医療機器等の調達業務の業務頻度が、調達予定機器・備品リストの作成業務では“運営開始1年半前まで”から“事業契約締結後速やかに”に、主要な医療機器の選定にかかる選定理由書（案）・仕様書（案）の作成業務では“運営開始1年半前まで”から“運営開始9か月前まで”に修正されていますが、No.2のリスト作成とNo.3の選定理由書等の作成は同様の検討項目に基づく作成業務となることから、修正前と同様に期日を合わせ、両業務とも業務頻度を“運営開始9か月前まで”としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。特に建築工事、設備工事に影響を与えるものについては厳守を求めます。
102	要求水準書 (案)	92	9	第3編-第 6-2-(3)	主要な医療機器の選定にかかる選定理由書（案）・仕様書（案）の作成業務の業務頻度が“運営開始1年半前まで”から“運営開始9か月前まで”に修正されていますが、運営開始9か月前は事業契約締結後約2カ月間しか期間がなく、検討・協議・調整期間としては非常に短いため、“運営開始8か月前まで”としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。特に建築工事、設備工事に影響を与えるものについては厳守を求めます。
103	要求水準書 (案)	92	11	第3編-第 6-2-(3)	「No.3_主要な医療機器の選定にかかる選定理由書(案)・仕様書(案)の作成」において、「見積り内容に基づき選定理由書(案)を作成し、矯正医療センターの同意を得ること。」および「選定理由書の内容に基づき、仕様書(案)を作成し、提示すること。」とありますが、入札時の機器（仕様）からの変更や国の意思決定に遅延が生じた事により、運営開始9ヶ月前までとされている業務頻度が遵守できない場合、事業者の責任ではないとの認識でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。特に建築工事、設備工事に影響を与えるものについては厳守を求めます。 なお、リスク分担の詳細については入札公告等の公表時に公表します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
104	要求水準書 (案)	92	14	第3編-第 6-2-(3)	「No. 4_選定医療機器の承諾」において、の業務頻度が「運営開始6ヵ月前まで」とされておりますが、国の意思決定遅延に起因して業務頻度を遵守できない場合、事業者の責任ではないとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、業務開始後に入札時の機器(仕様)が変更となる可能性はあります。国側でも迅速な意思決定が進むよう対処しますので、適切な進捗監理をお願いいたします。
105	要求水準書 (案)	92	16	第3編-第 6-2-(3)	「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、入札時から機器設置時までには国から機器(仕様)等の変更要望があり、設置に伴う建築設備の変更が発生した場合、国の費用負担で変更を実施するとの認識でよろしいでしょうか。	リスク分担の詳細については入札公告等の公表時に公表します。
106	要求水準書 (案)	92	16	第3編-第 6-2-(3)	「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、医療機器の搬入・据付・調整に伴い、現場管理費などの発生が無いと認識でよろしいでしょうか。 ※建物の引渡し前に機器等を搬入する際に、現場管理費として建築業者等から費用請求を受けることがあります。	建物引渡し前に搬入することは想定していません。
107	要求水準書 (案)	92	16		「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、医療機器の搬入・据付・調整に伴う本施設内での光熱水費は国が負担するとの認識でよろしいでしょうか。 また、医療機器搬入に伴い施設の改修等が必要な場合も国が負担する認識でよろしいでしょうか。 ※建物の引渡し前に機器等を搬入する際に、それに伴い使用するエレベーターや据付け・調整試運転による光熱水費などを建築業者等から請求を受けることがあります。	医療機器の搬入・据付・調整に伴う本施設内での光熱水費は国が負担することになりますが、搬入のため、施設の改修が必要な場合は、事業者負担となります。 なお、建物引渡し前の機器の搬入については、想定しておりません。
108	要求水準書 (案)	92	16	第3編-第 6-2-(3)	「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、医療機器の搬入・据付・調整に伴う工事区分をご教示下さい。 公表されない場合は、入札金額の積算根拠となる工事区分を事業者から提示させて頂きます。 なお、工事区分が公表された場合でも、落札後に実施する国との建築設備協議に於いて想定外の設備工事が発生した場合には、事業者より別途追加工事費をご請求させて頂きたい。	入札参加資格審査後、可能な限り、医療機器の搬入・据付・調整に必要な情報提供をすることを検討しています。
109	要求水準書 (案)	92	16	第3編-第 6-2-(3)	「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、事業者の責ではない事由による医療機器の搬入・据付・調整時期および所有権移転時期の変更によって発生する追加費用については国の負担との認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表および事業契約書によります。
110	要求水準書 (案)	92	19	第3編-第 6-2-(3)	「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、「調達した医療機器等にはシール等を貼付し、台帳を作成すること。」とありますが、調達した医療機器とは別紙12の物品と認識してよろしいでしょうか。 また、構成や寸法等の問題により物理的にシール添付が不可能な機器は対象外としてよろしいでしょうか。	前段について、貴見のとおりです。 後段について、何らかの方法で医療機器等を管理していただく必要があります。
111	要求水準書 (案)	92	20	第3編-第 6-2-(3)	医療機器の設置に伴う基礎とアンカーボルトは、国側で用意していただき、設置のみが事業者側との理解でよいでしょうか。	入札参加資格審査後、可能な限り、医療機器の搬入・据付・調整に必要な情報提供することを検討しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
112	要求水準書 (案)	92	20	第3編-第 6-2-(3)	「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、「取り扱い説明書と共に、当該台帳を矯正医療センター長に提出すること。」とあるが、2台以上数導入した機器の取扱説明書は1台分の提出でよろしいでしょうか。 また、別紙12の調達機器には膿盆など説明書が付属しないと思われる備品も含まれているが、これらは対象外としてよろしいでしょうか。	同機種であっても1台につき1つです。説明書がない場合であっても何らかの書類(商品タグ等)は添付されているので、提出する必要があります。
113	要求水準書 (案)	92	22	第3編-第 6-2-(3)	「No. 6_医療機器の搬入・設置」において、「国が所有する医療機器等の検収作業を効率的かつ効果的に行えるように支援すること。」とあるが、検収自体は国の業務であり、事業者はあくまでも支援であるという認識でよろしいでしょうか。 また、対象となるものは指定医療機器（＝移設機器）と理解でよろしいでしょうか。	前段について、国が所有する医療機器等の検収は国の業務であり、それに係る必要な支援が事業者の業務となります。 なお、検収の支援とは検品リストの作成や動作確認等、国が検収するための全てのチェック業務までを含みます。 後段について、概ね貴見のとおりですが、正当な理由で国が新たに医療機器を調達した場合はそれも含みます。
114	要求水準書 (案)	92	23	第3編-第 6-2-(3)	「No. 7_運営リハーサル、国の職員への説明」において、「リハーサル時に必要となる機器・備品等」と「その他の主要な機器・備品等」とでは業務頻度が1ヶ月違っています。 この区分けをご教示下さい。	要求水準欄について、「運営開始日2か月前まで」は「運営開始日3か月前まで」の誤りです。
115	要求水準書 (案)	92	25	第3編-第 6-2-(3)	業務量を把握したいため、入札前までに国が指定する医療機器の機器情報（メーカー・機種・台数・設置場所）をご教示頂けないでしょうか。	事業契約後、可能な限り速やかにお伝えします。
116	要求水準書 (案)	92	27	第3編-第 6-2-(3)	運営リハーサル、国職員への説明業務の業務頻度欄が「運営開始2か月前まで」に修正され、一方、要求水準欄には“運営開始日の3か月前まで”と記載されていますが、どちらが正しいのでしょうか。	要求水準欄について、「運営開始日2か月前まで」は「運営開始日3か月前まで」の誤りです。
117	要求水準書 (案)	92	4	第3編-第 6-2-(3)	92ページに定める医療機器等と108ページに定める人工透析機器等は調達スケジュールが違っていますが、いずれも国へ所有権移転するものですので、人工透析機器についても92ページに定める「調達予定機器・備品リスト・備品リストの作成」、「主要な医療機器の選定にかかる選定理由書（案）・仕様書（案）の作成」及び「選定医療機器の承諾」等のプロセスを踏む必要がありますか。	人工透析業務に係る医療機器等については、主に事業者が使用するものであるため、スケジュールは異なっています。 しかし、プロセスについては他の医療機器等と同様であり、要求水準書の修正を行います。
118	要求水準書 (案)	92	19	第3編-第 6-2-(3)	「建物に固定して設置する場合は、想定される地震動時において構造上安全であること。」とありますが、機器設置までに国に説明し承諾を得た内容を実施していたにも関わらず、地震動時に問題が生じた場合の責任は事業者にないものとの認識でよろしいでしょうか。 リスク分担表 No. 20 が適応される場合、事業者が負担する一定の割合の考え方をご教示下さい。	想定される地震動を超えた地震動が発生した場合は、貴見の通りです。リスク分担表No.20の一定の割合については、事業契約書案の該当箇所を参照して下さい。
119	要求水準書 (案)	93	3	第3編-第 6-2-(3)	「医療機器等のフルメンテンス」とは医療機器に対し、定期保守、故障修理、交換部品、時間外対応、出張、修理代替器の手配を行うこと、という認識でよろしいでしょうか。	フルメンテナンスは、定期保守・点検、故障修理(部品交換含む)、交換部品の手配、時間外対応、現場対応、修理代替器の手配を行うこととします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
120	要求水準書 (案)	93	3	第3編-第 6-2-(3)	事業期間中については、医療機器等のフルメンテナンスを行い、ソフトウェアは定期的に最新版に更新することとあるが、期間が長い場合当初想定以外のソフトウェア有償更新・バージョンアップについては、すべて事業者負担では無く国との相談と考えて良いか。	原則事業者負担ですが、運営状況によって別途協議を行うものとします。
121	要求水準書 (案)	93	4	第3編-第 6-2-(3)	業務要求水準書に「ソフトウェアは定期的に最新版に更新」とある。 ソフトウェアの更新は新機能の追加を伴う場合があり、都度、有償提供される装置もある。よって、全ての医療機器に搭載されているソフトウェアを最新版に更新する費用は予見できないことから、ソフトウェアの更新は当初の性能を維持する範囲との理解でよろしいでしょうか。	最新版への更新は必須です。ただし、「定期的」としているように更新の都度の対応とはしていません。
122	要求水準書 (案)	93	4	第3編-第 6-2-(3)	「ソフトウェアは定期的に最新版に更新」とあるが、 予見できない技術革新による性能の追加による有償の更新を要望された場合は、国の負担との認識でよろしいでしょうか（ハードウェア更新と伴うこともある）。	原則事業者負担ですが、運営状況によって別途協議を行うものとします。
123	要求水準書 (案)	93	7	第3編-第 6-2-(3)	医療機器の消耗品(下記に定義を記載)の交換(電池、電球、電極コードまたはケーブル、バッテリー、フィルター等)は、故障・修理対応ではなく、使用状況により消耗頻度変わることから予見できません。消耗品は国側の費用負担との認識でよろしいでしょうか。	事業者負担となります。
124	要求水準書 (案)	93	7	第3編-第 6-2-(3)	事業者側は機器の部品の管理は行いが、機器の消耗品（呼吸回路、ネブライザー回路、呼吸フィルター、輸液セット、ディスクが製品の加温加湿器など）の払い出し、在庫管理は当業務範囲外との認識でよろしいでしょうか。	「医療機器等の整備・維持管理及び更新業務」又は「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」に含まれます。
125	要求水準書 (案)	93	7	第3編-第 6-2-(3)	メーカーによる修理対応時の作業スペースについて、指定場所や作業時間に制限があるなど、ルールがあればご教示下さい。	作業スペースは、原則としてME室を使用することになりますが、詳細については事業者決定後、協議の上決定します。
126	要求水準書 (案)	93	9	第3編-第 6-2-(3)	「業務遂行に支障がなく、かつ長寿命化」について、全ての部品をメーカーが推奨する周期で交換すると非常に高額となることから、業務遂行に支障がなく、かつ長寿命化を前提として、事業者のノウハウとしてライフサイクルコストの低減を視野に入れた提案で良いと理解してよろしいでしょうか。	維持管理上のメリットであれば、提案していただいて結構です。但し、入れ上の台数・性能・更新回数は要求水準を満たす必要があります。
127	要求水準書 (案)	93	9	第3編-第 6-2-(3)	機器の故障・修理における事業者の費用負担は事業者調達機器(別紙12記載の機器)のみとの理解でよろしいでしょうか。	交換等の物品に関する費用はご理解の通りですが、対応していただく事業者側人件費は発生します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
128	要求水準書 (案)	93	11	第3編-第 6-2-(3)	メーカー保守管理対象物の修理履歴の管理とは、事業者側で管理する医療機器(資産物品)におけるメーカー作業履歴を管理することであり、保守プランのない機器やその他什器備品、銅製小物等は除くという理解でよろしいでしょうか。	メーカー側作業以外の事業者側作業の履歴を含みます。
129	要求水準書 (案)	93	14	第3編-第 6-2-(3)	「指定医療機器、国が調達・更新した医療機器に関しても～・・・全ての機器の保守点検内容については、その履歴を把握すること。」とあるが、どの程度の機種・台数を管理する必要がある、どのような管理項目があるのかご教示下さい。	事業契約後、可能な限り速やかにお伝えします。
130	要求水準書 (案)	93	14	第3編-第 6-2-(3)	「劣化・破損等のデータ記録」とはメーカーから作業後に提出される修理報告書等の履歴を管理するとの理解でよろしいでしょうか。	その他、使用者や事業者側からの情報も含みます。
131	要求水準書 (案)	93	17	第3編-第 6-2-(3)	前回(2015年5月)の質疑回答で、”指定システムへの入力作業か?”との質問に、「備品・消耗品管理システムへの入力をさす」との回答があったが、このシステムの名称と機能・入力項目をご提示下さい。システムは国側からの提供であり、事業者が別途持ち込む必要はないとの認識でよろしいでしょうか。また、同システムの保守および更新は国側で行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、「備品・消耗品管理システム」です。 後段について、貴見のとおりです。
132	要求水準書 (案)	93	17	第3編-第 6-2-(3)	管理台帳に記入する「医療機器等」とは資産物品のことであり、購入年月日・シリアルNo・管理部署・型式の確認が難しいその他什器備品、銅製小物等は除くとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
133	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	中央管理機器が運用後に追加となり、作業工数が大幅に増加した場合は、リスク分担表 No. 31に則って協議の上、サービス対価増額できるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
134	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	貸出返却対象機器の貸出頻度、貸出返却が多い時間帯や曜日があればご教示下さい。	未定です。
135	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	貸出管理機器の内で病棟での定数配置があればご教示下さい。	未定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
136	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	貸出管理機器は、1 患者 1 使用ごとに返却する運用であるかご教示下さい。	事業者決定後、協議の上決定します。
137	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	中央管理による貸出返却対象となる機器の搬送において、通常の病院はナースステーションでの受け渡しとなるが、そのような理解でよろしいでしょうか。特別な運用方法であればご教示下さい。	事業者決定後、協議の上決定します。
138	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	機器の中央管理に必要なシステムは事業者側の持ち込みとの認識でよい。既存システムがあるのであれば、現在使用しているソフト、名称をご教示頂きたい。 また、事業者側がシステムを持ち込む場合、個人情報保護の観点から電子カルテ連携、他システムとの接続は不要との認識でよい。	前段について、国の許可の上、貴見のとおりです。 また、事業者が独自にシステムを構築する場合、要求水準書(案)を満たす必要があります。 後段についても貴見のとおりです。
139	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	(貸出管理機器について) 保守点検には日常点検と定期点検があります。日常点検には以下の3つがあり、 使用者による直前の点検①および使用中の点検②は国側職員、使用後に次の使用に向けた点検③は事業者が実施する業務区分との理解でよろしいでしょうか。 ①始業点検(被収容者に使用する直前にする点検) ②使用中点検(被収容者使用中に行う点検) ③終業点検(被収容者使用後に行う点検)	貴見のとおりです。
140	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	点検を実施する場所は、事業者が常駐する業務スペース内との認識でよい。 業務スペース内で人工呼吸器を点検する場合、電源、圧縮空気、酸素が必要となるが、設備は設けられているかご教示下さい。また、執務および保管スペースを確認するため入札前に図面を開示頂けないでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、詳細な図面については、入札参加資格確認後に開示します。
141	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	定期点検の対象となる機器の機種・メーカー・台数・点検頻度をご教示下さい。	事業者からの提案及び事業契約後、協議の上決定します。
142	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	定期点検の内容はメーカーが推奨している点検項目と同等の内容で事業者が実施しても良いと理解してよろしいでしょうか。 この場合、事業者は医薬品医療機器等法による修理業の認可を得ていることが前提。	貴見のとおりです。
143	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	業務時間外の就業は何時まで可能であるか。また、施設への出入りに制限がある時間帯等があればご教示下さい。	事業者決定後、協議の上決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
144	要求水準書 (案)	93	20	第3編-第 6-2-(3)	業務時間外の点検・修理作業は可能であるか。また、夜間休日にメーカーによる修理作業があった場合の業務の流れをご教示頂きたい。(事前申請や、入室方法、出入りの管理方法等)	事業者決定後、協議の上決定します。
145	要求水準書 (案)	93	23	第3編-第 6-2-(3)	「医療機器以外の車椅子、歩行器、杖等についても事業者が一元管理すること」とあるが、車椅子、歩行器、杖は管理システムで管理する必要は低いと考えられるため、ここで言う一元管理とは、定期的な所在地および数量の確認との理解でよろしいでしょうか。	管理方法については提案によりますが、常に使用可能であることが求められるため、修理必要性の有無もお願いいたします。
146	要求水準書 (案)	93	24	第3編-第 6-2-(3)	「機器のパーツ等の整理・保管は国が実施」とあるが、これらは事業者側常駐スペースに在庫を置く必要がないとの認識で良いか。仮に在庫を置く場合、中央管理機器以外に在庫部品を置くスペースが必要であり、在庫部品の発注の際の運用手順をご教示下さい。	国が現に使用している「間の」機器のパーツ等の整理・保管は国が実施するという趣旨であり、国が使用していない間については事業者の業務となります。 なお、運用手順については事業者決定後、協議の上決定します。
147	要求水準書 (案)	94	2	第3編-第 6-2-(3)	「蓄積されたデータ」とは契約期間中における機器の保守管理及び修理履歴のデータを指すとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が機器の更新計画を作成するために必要と思われるデータを指し、具体的には提案によります。
148	要求水準書 (案)	94	3	第3編-第 6-2-(3)	「No. 22_更新計画案作成」において、「更新計画案の作成は全ての医療機器を対象とする」とあるが、全ての医療機器とは、事業者調達機器(別紙12記載の機器)、移設品・国購入機器のことであるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
149	要求水準書 (案)	94	3	第3編-第 6-2-(3)	更新計画について、国の医療方針の転換やセンターの診療体制等の対外的理由により、要求水準で定められている機器の更新が事業期間内で変更せざるを得ない状況となった場合、残予算の範囲で要望される機能を満たす他の機器の更新計画を提案する認識でよろしいでしょうか。	事業契約に基づき、協議の上決定することを想定しています。
150	要求水準書 (案)	94	5	第3編-第 6-2-(3)	機器更新時において国側要望により仕様変更等が生じたことによる、保守費の増額が発生した場合、別途協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
151	要求水準書 (案)	94	6	第3編-第 6-2-(3)	一般的にPCの保守期間は5年と言われており、大型の放射線装置等に関しては本体の更新予定より先にPC、またはその他備品(放射線装置用のプリンター等)が故障することがある。もし本体より先にそれらが故障した場合、本体の更新と同時にでなくても更新予定回数内として更新を行ってもよいとの理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、当該更新は本体の更新回数には含まれません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
152	要求水準書 (案)	94	6	第3編-第 6-2-(3)	更新時に国側が要望する新たな仕様変更や、システム接続費用が発生した場合は別途請求が可能との認識でよろしいでしょうか。	想定はしておりませんが、リスク分担表(案)及び事業契約書に基づいて協議するものと思われます。
153	要求水準書 (案)	95	3	第3編-第 6-2-(4)	別紙12の機器から国の要望等により変更が生じた場合、または後継機種の機能が向上したのに伴って保守費用が上昇した場合は、リスク分担表 No. 47 の考え方と同様に協議できるとの認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表(案)及び事業契約書に基づいて協議するものと思われます。 なお、本事業における陳腐化の考え方については既に示したとおりです。
154	要求水準書 (案)	95	14	第3編-第 6-2-(4)	当該業務に係る備品等費の内、試験機器・機器検査用品とは、具体的に何を想定されているか。	各医療機器の点検等の試験・検査に必要な機器です。
155	要求水準書 (案)	95	23	第3編-第 6-2-(4)	費用区分で「官公庁手数料」が事業者側負担となっていますが、官公庁への届け出の準備および実施は国の責任と認識しております。 また、「官公庁手数料」とは何を想定しているかご教示下さい。 例えば、放射線機器の備付届・立会い検査、第一種圧力容器の落成検査等。	機器の据え付けや稼働に伴う各種費用は事業者の負担となります。
156	要求水準書 (案)	97	4	第3編-第 6-3-(3)	国で保有する鋼製小物の数量が過不足は国で調査を行ったうえで、業務開始前に不足数は購入されるという理解でよいのか。	貴見のとおりです。なお、医薬品・診療材料の管理・搬送業務に含まれるものについては、在庫管理の支援が業務に含まれます。
157	要求水準書 (案)	96	5	第3編-第 6-3-(3)	別紙12において、診療棟1階消毒滅菌室に高圧蒸気滅菌器ヒマラヤHG-5の記載がある。この消毒滅菌室は「医療器具の滅菌及び消毒業務」で業務を行う場所ではなく、別紙12上近接すると考えられる細菌室等用として、本事業外で国職員が使用されると理解してよいのか。	原則として国が行うことを想定しておりますが、詳細な運用は事業者決定後、協議の上で決定します。
158	要求水準書 (案)	97	3	第3編-第 6-3-(3)	指定された場所とは、何箇所想定しているか。	未定です。詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。
159	要求水準書 (案)	97	3	第3編-第 6-3-(3)	回収に伴うセクション（部署）数は、いくつ想定しているか。	未定です。詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
160	要求水準書 (案)	97	3	第3編-第 6-3-(3)	使用器具の回収において、一次洗浄は各セクションでは行わないことから、回収者を含めた二次感染防止の意味から滅菌コンテナの運用を提案して良いか。	提案によります。
161	要求水準書 (案)	97	3	第3編-第 6-3-(3)	整形外科等で使用される業者からの貸し出し器械の使用は想定しているのか。	現時点では想定しておりませんが、必要になった場合の対応についてはその都度協議するものと思われます。
162	要求水準書 (案)	97	5	第3編-第 6-3-(3)	「・・・状況の確認等を行うこと。」とあるが、状況確認とは具体的に何を示すのか。ご教示頂きたい。	通常の使用が可能な状態であるか確認を行うことです。
163	要求水準書 (案)	97	5	第3編-第 6-3-(3)	「回収した医療器具の受付・・・」とあるが、手続きは誰が行うのか。	事業者の業務に含みます。
164	要求水準書 (案)	97	7	第3編-第 6-3-(3)	滅菌に伴うエリアは、全て同一建物内であり、別の建物との移動はないということでしょうか。	矯正医療センター(仮称)内部を想定しています。詳細図面については、入札参加資格確認後に開示します。
165	要求水準書 (案)	97	23	第3編-第 6-3-(3)	「・・・滅菌精度管理データを・・・」とあるが、管理データの項目をご教示頂きたい。	温度・時間・滅菌効果の測定結果等滅菌行程が適切に行われたかどうかを把握するデータ及び滅菌に係る問題発生報告です。
166	要求水準書 (案)	98	4	第3編-第 6-3-(4)	洗浄滅菌業務の運用も鑑みた最適化の観点から、要求水準書案別紙12における洗浄滅菌装置の仕様変更等（①同等品への変更、②装置の台数増減、③付属品の追加）の提案を検討しています。 入札時における其々の仕様変更等の可否を確認させてください。 【其々の仕様変更等の意図】 ①コスト及び使い勝手(例：同等品の方が作業効率が良い 等)からの変更 ②参考4「滅菌消毒等の現状」も鑑みた台数の増減 ③洗浄滅菌装置本体はあっても付属品がなければ洗浄滅菌が出来ない為の追加	①、③については変更可能です。②の台数については増であれば結構です。
167	要求水準書 (案)	99	5	第3編-第 6-4-(1)	消耗品を一元的に管理し、迅速で正確な供給体制と在庫・購買・消費に関する管理の適正化を実現するとあるが、既存で想定されている医療情報システムでは物品管理に関しどこまでの想定をされているのか。	提案によります。なお、医療情報システム(例えば、調剤支援システム)等を活用していただいて差し支えありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
168	要求水準書 (案)	99	15	第3編-第 6-4-(2)	搬送・管理のためのカート保管場所は確保されているか。	カート(ワゴン)については、要求水準書(案)で記載のある場所での保管を想定しておりますが、実際の運用上は別途協議することになります。
169	要求水準書 (案)	100	11	第3編-第 6-4-(3)	医薬品の発注・購入支援が、新たに民間の業務として記載されておりますが、具体的な業務内容(発注リストの作成等)を御教示願います。	医薬品の発注・購入手続全般の支援を想定しております。発注リストの作成、市場調査(見積書の聴取、薬価代の調査)、入札等の購入手続、契約履行(納品)等の各種手続きの支援を想定しております。
170	要求水準書 (案)	100	18	第3編-第 6-4-(3)	業務量の確認及び搬送資機材の検討のため、現行施設における1日あたりの注射薬、処方薬の大凡の処方人数をご教示頂きたい。	検討の上、可能であれば入札公告等の公表時または入札参加資格確認後に公表します。
171	要求水準書 (案)	100	27	第3編-第 6-4-(3)	医薬品の実施棚卸に関してロット・使用期限までの管理が必要か。	貴見のとおりです。
172	要求水準書 (案)	100	27	第3編-第 6-4-(3)	中央管理を行う医薬品・診療材料等の品目をご教示頂きたい(※マスター情報の開示)。	検討の上、可能であれば入札公告等の公表時または入札参加資格確認後に公表します。
173	要求水準書 (案)	101	6	第3編-第 6-4-(3)	診療材料の発注・購入支援が、新たに民間の業務として記載されておりますが、具体的な業務内容(発注リストの作成等)を御教示願います。	医薬品の発注・購入手続全般の支援を想定しております。発注リストの作成、市場調査(見積書の聴取、薬価代の調査)、入札等の購入手続、契約履行(納品)等の各種手続きの支援を想定しております。
174	要求水準書 (案)	101	6	第3編-第 6-4-(3)	「診療材料の発注・購入・在庫管理の支援を行うこと。」とありますが、在庫管理自体は国が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	診療材料の在庫管理はPFI事業に含まれますので、検討の上、必要があれば要求水準書を修正します。
175	要求水準書 (案)	101	21	第3編-第 6-4-(3)	消耗品の管理とあるが、質問回答No.477に消耗品に含まないと回答がある事務日用品や要求水準上国の費用負担で清掃業務が現場へ補充するトイレットペーパー等を除くと、具体的にどのような品目があるか提示頂きたい。	ここで言う消耗品とは、医療関連の消耗品を指します。具体的にはガーゼや包帯等を想定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
176	要求水準書 (案)	101	24	第3編-第 6-4-(3)	検体の定時搬送とあるが、頻度も含めどのような内容を想定されているか。 透析業務に係る搬送も含まれるか？	前段について、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。 後段について、含まれます。
177	要求水準書 (案)	101	24	第3編-第 6-4-(3)	透析業務に係る搬送も含まれている場合、透析場所付近に倉庫等は構えられているか？	透析倉庫機材庫1及び2を想定しております。
178	要求水準書 (案)	102	4	第3編-第 6-4-(4)	“費用の区分”の表から“医療機器等の更新費（搬入費・設置費含む）が削除されていますが、本業務で使用する事業者が初期調達した搬送資器材の更新費は、事業者の負担と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、削除した理由は、「医療機器等の整備、維持管理及び更新業務」と重複したためです。
179	要求水準書 (案)	104	3	第3編-第 6-5-(3)	自己負担による治療材料は、月何件程度発生するか、もしデータ等あればご教示頂きたい。	要求水準書(案)に記載のとおりになります。
180	要求水準書 (案)	104	8	第3編-第 6-5-(3)	招へい医師への支払い事務とは、具体的にどのような業務かご教示頂きたい。 ※以前の要求水準では招へい医師への支払いにあたってレセプトの作成となっていたが、今回、医療情報システムの要求水準から医事会計システムが削除されていることから、システムでのレセプト作成は不可能となる。	現時点で明確にお答えできませんが、招へい医師への支払い事務とは、謝金等の支払事務が想定されます。
181	要求水準書 (案)	104	8	第3編-第 6-5-(3)	国から招へい医師への支払いは、月末〆の翌月払いとなるのか、あるいは都度払いとなるのか、御教示願います。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。
182	要求水準書 (案)	104	8	第3編-第 6-5-(3)	業務細目から“招へい医師への支払い用のレセプトの作成”と“診療報酬点数計算”の各業務が削除されていますが、当該業務は事業者の業務範囲から除外された（国が実施するため）のか、本業務対象施設（矯正医療センター（仮称））では実施しないのかについて、ご教示ください。	後者のとおりです。
183	要求水準書 (案)	104	8	第3編-第 6-5-(3)	前回版では、「招へい医師への支払いにあたってはレセプト作成を行うこと。」と記載がありましたが、修正版では「招へい医師への支払い事務を行うこと。」とあります。 支払い事務とは詳しく何を指すもののでしょうか。また、レセプト作成は含まれますでしょうか。	現時点で明確にお答えできませんが、招へい医師への支払い事務とは、謝金の支払事務が想定されます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
184	要求水準書 (案)	104	8	第3編-第 6-5-(3)	招聘医師への支払い事務を行うこととあるが、レセプトの作成以外に行う事務についてご教示ください。	現時点で明確にお答えできませんが、招へい医師への支払い事務とは、謝金の支払事務が想定されます。
185	要求水準書 (案)	104	17	第3編-第 6-5-(3)	今回、診療報酬点数計算が要求水準から削除され、医療情報システムから医事会計システムが削除されている。この2点の変更により、歯科の自己負担以外は検算もなく、日常の診療内容をデータにて取込む必要もないとの理解でよいか。	概ね貴見のとおりです。 なお、日常の診療内容等電子カルテに診療記録として保存しなければならないものでなければ取り込まなくて結構です。
186	要求水準書 (案)	104	17	第3編-第 6-5-(3)	前回版では、No.8「診療報酬点数計算」が業務細目に含まれていましたが、修正版では削除されております。こちらについては業務に含まれないということでしょうか。	貴見のとおりです。
187	要求水準書 (案)	104	18	第3編-第 6-5-(3)	医師事務作業補助として適切に事務支援を行うこととあるが、本来医師事務作業補助業務は医師の補助として、電子カルテ代行入力等を行う業務とされているが、この業務はあくまでも医務課における事務作業との理解で宜しいか。	貴見のとおりです。
188	要求水準書 (案)	104	19	第3編-第 6-5-(3)	医師事務作業補助とはどのような内容の業務であり、どの程度の作業量が見込まれるかご教示ください。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
189	要求水準書 (案)	104	19	第3編-第 6-5-(3)	前回、記載のあった「診療報酬点数計算」が削除されておりますが、前回質問回答（平成27年3月20日）No. 493、512、515で示された参考資料、統計指標等のためのレセプト作成・診療報酬点数計算は業務範囲外になったとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
190	国際債法務総合 センター維持管 理・運営事業 要求水準書(案)	111	23	感染症患 者等に対 する個別 対応	透析実施患者のうち、インフルエンザ、結核、MRSAなどに感染したものは国側が隔離病棟での個室において人工透析治療を実施することとありますが、HIVやウイルス性肝炎患者に関しては固定ベッドを使用し、専用の透析装置や透析関連物品の使用を推奨されています。透析室内に感染症ベッドを固定しておくとの考え方でよろしいでしょうか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。
191	要求水準書 (案)	113	4	第3編-第 6-6-(4)	人工透析の薬品・消耗品費については実施人員に応じて支払う実績払いとする。とあるが、事業者側の入札額に含めないとの理解でよいか。また、支払いの方法・時期について提示頂きたい。	入札額に含みます。詳細については入札公告等の公表時に公表します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
192	要求水準書 (案) (別紙1)	1/3	10	総括マネジメント 業務	業務内容欄に新たに、「その他」との記載が加わりましたが、これは具体的にどのような業務を指すのか御教示願います。	要求水準書(案)本文に記載があり、別紙1から漏れていたものを追記したものであり、業務を追加したものではありません。
193	要求水準書 (案) (別紙2)				備品等設置にあたり 耐震対応が必要か否か。有りとした場合の耐震基準又設置上での方策基準があれば具体的に お示し頂きたい。	提案によりますが、社会通念上必要な耐震対応は必要あり、「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」(東京消防庁)等を参考としてください。
194	要求水準書 (案) (別紙2)				備品納入際に養生が必要と想定されますが この費用は事業者負担でしょうか。又養生をどこまですべきかとの基準がありましたら お示し頂きたい。	前段について、事業者負担です。 後段について、基準はありませんが、社会通念上必要な養生が業務に含まれます。
195	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 4 病棟1F 診察室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
196	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 19 病棟1F 診察室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
197	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 34 病棟1F 診察室 3	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
198	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 49 病棟1F 診察室 4	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
199	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 64 病棟1F 診察室 5	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
200	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 79 病棟1F 診察室 6	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
201	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 92 病棟1F 診察室 7	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
202	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 104 病棟1F 診察室 8	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
203	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 118 病棟1F 診察室 9	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
204	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 133 病棟1F 診察室 1 0	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
205	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 146 病棟1F 外来処置 室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
206	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 169 病棟1F 外来処置 室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
207	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 169 病棟1F 外来処置 室 3	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
208	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 169 病棟1F 外来処置 室 4	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
209	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 193 病棟1F 調剤・監 査	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
210	要求水準書 (案) (別紙2)			225	可動式傾置棚の詳細をお教えてください。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
211	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 235 病棟1F スタッフ ルーム 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
212	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 248 病棟1F スタッフ ルーム 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
213	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 263 病棟1F スタッフ ルーム 3	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
214	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 275 病棟1F 処置室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
215	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 298 病棟1F 処置室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
216	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 322 病棟1F リハビリ 室	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
217	要求水準書 (案) (別紙2)			370他	整理箱は特注製作で宜しいですか。	別紙2はあくまで参考であるため、同等品以上であるならば提案によります。
218	要求水準書 (案) (別紙2)			373他	私物保管箱の詳細をお教えてください。	要求水準書(案)に記載したサイズの直方体の箱を想定しています。 また、私物保管箱自体の収納が容易なよう、私物保管箱の折り畳みが可能であることが必要です。
219	要求水準書 (案) (別紙2)			375他	ついたては特注製作で宜しいですか。	別紙2はあくまで参考であるため、同等品以上であるならば提案によります。
220	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 398 病棟2F 診察室	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
221	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 424 病棟2F スタッフ ルーム 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
222	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 438 病棟2F スタッフ ルーム 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
223	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 452 病棟2F スタッフ ルーム 3	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
224	要求水準書 (案) (別紙2)			N0.465 病棟2F 処置室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
225	要求水準書 (案) (別紙2)			N0.487 病棟2F 処置室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
226	要求水準書 (案) (別紙2)			704	居室用座机は特注製作で宜しいですか。	別紙2はあくまで参考であるため、同等品以上であるならば提案によります。
227	要求水準書 (案) (別紙2)			N0.723 病棟4F 診察室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
228	要求水準書 (案) (別紙2)			N0.737 病棟4F 診察室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
229	要求水準書 (案) (別紙2)			N0.751 病棟4F 診察室 3	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
230	要求水準書 (案) (別紙2)			N0.875 病棟4F スタッフ ルーム 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
231	要求水準書 (案) (別紙2)			N0.889 病棟4F スタッフ ルーム 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
232	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 903 病棟4F スタッフ ルーム 3	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
233	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 917 病棟4F 処置室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
234	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 941 病棟4F 処置室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
235	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 965 病棟4F 処置室 3	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
236	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 1048 病棟5F 診察室	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
237	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 1123 病棟5F スタッフ ルーム 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
238	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 1137 病棟5F スタッフ ルーム 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
239	要求水準書 (案) (別紙2)			N0. 1150 病棟5F 処置室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
240	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1172 病棟6F 処置室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
241	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1279 病棟6F 診察室	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
242	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1293 病棟6F 陰圧診察 室	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
243	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1382 病棟6F スタッフ ルーム 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
244	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1396 病棟6F スタッフ ルーム 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
245	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1410 病棟6F 処置室 1	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
246	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1432 病棟6F 処置室 2	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
247	要求水準書 (案) (別紙2)			NO. 1536 病棟7F 診察室 (陰圧)	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
248	要求水準書 (案) (別紙2)			NO.1602 病棟7F スタッフ ルーム	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
249	要求水準書 (案) (別紙2)			NO.1615 病棟7F 処置室 (陰圧)	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
250	国際債法務総合 センター維持管 理・運営事業 要求水準書(案)	別紙2	1710	想定調達 備品 参 考リスト 1710-1747	室名の欄に 人工透析室1(院内)と人工透析室(外部委託)となっています。(院内)(外部委託)とはどのような意味でしょうか。	誤りですので、(院内)(外部委託)の記載は、削除いたします。
251	要求水準書 (案) (別紙2)			NO.1727 診療棟1F 人工透析 室1(院 内)	事務机のみ記載あるが、事務用椅子が調達備品に表記されていないが、国と事業所のどちらの費用区分となるのか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
252	要求水準書 (案) (別紙2)			NO.1747 診療棟1F 人工透析 室2(院 内)	事務机のみ記載あるが、事務用椅子が調達備品に表記されていないが、国と事業所のどちらの費用区分となるのか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
253	要求水準書 (案) (別紙2)			1765	検査台のメーカーをお教えてください。	ダルトン社製です。 旧式のもので、[GF2A-GA2M-HA]に修正します。
254	要求水準書 (案) (別紙2)			NO.1805 診療棟1F 脳波筋電 室	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
255	要求水準書 (案) (別紙2)			NO.1818 診療棟1F 超音波検 査室	医療情報端末を設置する診察室の医師診察用の机と椅子が調達備品に表記されていないが、必要ないか。必要な場合の調達、負担区分は国と事業者のどちらとなるか？	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
256	要求水準書 (案) (別紙2)			1892 1893	バスケット板・バスケットリング：数量2とは、1コート分（2ゴール）と考えて宜しいですか。	貴見のとおりです。
257	要求水準書 (案) (別紙2)			1897	バレーボール支柱：数量4とは、2コート分（1コートに2本）と考えて宜しいですか。	誤りであり、数量2、1コート分(2本)に訂正いたします。
258	要求水準書 (案) (別紙2)			1898	バドミントン支柱：数量4とは、2コート分（1コートに2本）と考えて宜しいですか。	貴見のとおりです。
259	要求水準書 (案) (別紙2)				(別紙11－別紙1-1) 医療情報システム配置一覧表に記載されている、診療棟1Fの以下の部屋が表記されていないが机、椅子などの備品の調達は必要ないか？ 細菌室、放射線技師事務室、X線撮影室、X線TV室、CT撮影室、MRI撮影室、生理検査事務室、心電室、平行機能解析室	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
260	要求水準書 (案) (別紙2)				(別紙11－別紙1-1) 医療情報システム配置一覧表に記載されている、診療棟1Fの以下の部屋が表記されていないが机、椅子などの備品の調達は必要ないか？ 臨床工学士事務室、事務室、医師控室記録室、看護師控室、手術室1・2・3、中央材料室	別紙2以外のものについては、国の負担により整備する趣旨です。
261	要求水準書 (案) (別紙4)		19	2 事業者 が行う維持管理業務	国等が移設もしくは調達した備品等も含めて保守管理を行うことと規定され、保守管理とは、点検等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これに類する軽微な作業等を行い性能を常時正常な状態に保つこととされています。このうち国が移設もしくは調達した備品等については、修繕・更新は事業範囲外であり、部品・消耗品交換、注油、塗装等の費用は、国に別途負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	施設維持管理業務と同様に、保守・管理は事業者の業務となり、修繕・更新は国の負担としています。
262	要求水準書 (案) (別紙5)	別紙5	6		民間事業者が整備することになっている官用者のうち、用途に護送と記載されていない5人乗り乗用車2台については、被収容者は乗車しない、との認識で宜しいでしょうか。	原則として護送に用いることは想定しておりませんが、例外はあり得ます。
263	要求水準書 (案) (別紙5)	1	9	マイクロバス（26人乗り）	トイレ付きのマイクロバスは、日本国内では製造していないと想定される。その他のマイクロバスで代用する場合、26人乗り若しくはトイレ付きのどちらが必須要件となるか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
264	要求水準書 (案) (別紙9)		-	環境整備	収容区域内における植栽管理、環境整備についても教務対象となると記載があるが、被収容者との接触はなく、作業時には職員が立会を行うという理解で宜しいか。	前段について、被収容者との接触は極力避けるよう調整します。 後段について、必要があれば立会します。
265	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	6	4	図表2-1 本システム導入範囲 (案)	修正版では医事会計システムが削除されていますが、H27.3.20発信の「御意見・御質問に関する回答」№588には、医事会計システムを用いて、自費診療分・外部招へい医師の診療分の診療報酬対象点数及び外部へ依頼した分に対する請求の確認をすることが記載されております。医事会計システムを導入しないとすれば、何を用いて当該業務を実施することを想定されていますでしょうか。	医事会計システムを用いずに実施することを想定しています。 なお、医事会計システムがパッケージに含まれる場合、あえて除外していただく必要はありません。
266	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	6	6	図表2-1本システム導入範囲 (案)	今回修正された部分として、当該図表から、「医事会計システム」が削除された表記になっているが、修正後のシステム導入範囲として、医事会計システムは導入範囲から外れるとの理解でよいのか。	貴見のとおりです。 なお、医事会計システムがパッケージに含まれる場合、あえて除外していただく必要はありません。
267	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	6	6	図表2-1本システム導入範囲 (案)	医事会計システムは導入範囲から外れる場合、自費診療分、外部招聘医師の診療分の診療報酬対象点数及び外部へ依頼した分に対する請求の確認、統計指標等のために、全ての被収容者に対して診療報酬点数の算出機能は提供できませんが問題ありませんか？	医事会計システムを用いずに実施することを想定しています。 なお、医事会計システムがパッケージに含まれる場合、あえて除外していただく必要はありません。
268	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	9	40	5.1 (参照番号1-1-3-6)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。
269	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	9	42	5.1 (参照番号1-1-3-8)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。
270	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	10	27	5.1 (参照番号1-1-7-9)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。
271	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	10	28	5.1 (参照番号1-1-7-10)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
272	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	10	37	5.1 (参照 番号1-1- 8-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。
273	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	11	10	5.1 (参照 番号1-1- 8-12)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。
274	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	11	26	5.1 (参照 番号1-1- 19-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。
275	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	11	27	5.1 (参照 番号1-1- 19-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。
276	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	11	36	5.1 (参照 番号1-1- 14-8)	「矯正医療センター独自の移動項目を登録できること。」の独自の移動項目の内容を具体的にをご教示いただきたい。	任意の移動事由を登録できることを想定しております。
277	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	12	35	1.1.21.1 及び 1.1.21.2	「電子カルテ上からの実施情報の直接入力、他の基幹システム・部門システムからの実施情報の取り込みによって電子カルテに実施記録が記載できること。」 「特に、透析に関しては、透析管理システムを導入しないため、電子カルテへの実施入力など、適切な対応を行えるようにすること。」 との記載がありますが、透析室スタッフは治療の記録を入力するだけではなく、対象者の検査結果等電子カルテ記載内容の閲覧が可能かどうかご教授下さい。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定しますが、概ね可能かと考えます。
278	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	12	40	参照番号 1-1-21-3	「～将来、関連する施設との情報共有化～」とありますが、将来的には、インターネットなどによる外部との情報ネットワークを整備する方向との認識でよろしいでしょうか。	現時点ではインターネット回線との接続は想定しておりません。
279	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	12	40	参照番号 1-1-21-3	「～将来、関連する施設との情報共有化～」とありますので、提案時においては、インターネット等を介したリモートメンテナンス導入の想定は不可との認識でよろしいでしょうか。	現時点ではインターネット回線との接続は想定しておりません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
280	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	12	40	参照番号 1-1-21-3	「～オペレーターとして検討に協力を行うこと」とありますが、これは具体的にどのようなことを想定しているのか、御教示願います。	検討会への出席等を想定しています。
281	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	13	38	5.1 (参照 番号1-2- 6-7)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
282	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	14	40	5.1 (参照 番号1-3- 2-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
283	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	4	5.1 (参照 番号1-3- 3-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
284	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	6	5.1 (参照 番号1-3- 3-4)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
285	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	14	5.1 (参照 番号1-3- 5-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
286	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	20	5.1 (参照 番号1-3- 6-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
287	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	21	5.1 (参照 番号1-3- 6-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
288	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	22	5.1 (参照 番号1-3- 6-3)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
289	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	23	5.1 (参照 番号1-3- 6-4)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
290	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	35	5.1 (参照 番号1-4- 1-6)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
291	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	37	5.1 (参照 番号1-4- 2-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
292	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	15	43	5.1 (参照 番号1-4- 3-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
293	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	16	2	5.1 (参照 番号1-4- 4-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
294	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	16	10	5.1 (参照 番号1-4- 6-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
295	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	16	11	5.1 (参照 番号1-4- 6-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
296	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	16	12	5.1 (参照 番号1-4- 6-3)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
297	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	18	6	5.1 (参照 番号2-2- 1-3)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
298	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	18	20	5.1 (参照 番号2-3- 2-12)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
299	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	18	31	5.1 (参照 番号2-2- 5-7)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
300	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	20	22	5.1 (参照 番号2-4- 5-3)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
301	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	21	7	5.1 (参照 番号2-6- 1-4)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
302	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	21	10	5.1 (参照 番号2-6- 2-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
303	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	21	24	5.1 (参照 番号2-6- 5-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
304	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	21	25	5.1 (参照 番号2-6- 5-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
305	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	21	26	5.1 (参照 番号2-6- 5-3)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
306	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	22	16	5.1 (参照 番号2-8- 2-4)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
307	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	23	18	5.1 (参照 番号2-10- 5-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
308	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	23	19	5.1 (参照 番号2-10- 5-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
309	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	25	26	5.1 (参照 番号2-14- 3-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
310	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	26	8	5.1 (参照 番号2-15- 5-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
311	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	26	27	5.1 (参照 番号3-1- 3-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
312	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	26	34	5.20. 調 剤支援シ ステム 薬剤・物 品管理 (参照番 号:3141)	前回の仕様と比較したところ、消耗品の管理が増えております。 例えば、消耗品の管理に関しては、調剤支援システムではなく、物品管理システムで管理するという方法をとっても問題はありませんか。	可能です。
313	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	31	22	5.1 (参照 番号3-7- 6-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
314	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	32	21	5.29. 診 療支援・ 経営支援 データ ウェアハ ウス	今回、医事会計システムが導入対象外という仕様になっておりますが、医事会計システムを導入しない場合、データの統計時にキーとなる患者情報等のデータはどこから抽出する想定でしょうか。	電子カルテシステムからデータを抽出することになりますが、詳細は提案によります。
315	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	32	30	5.1 (参照 番号3-10- 2-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
316	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	32	35	5.1 (参照 番号3-10- 3-1)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
317	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	32	36	5.1 (参照 番号3-10- 3-2)	採用予定のパッケージにて提供できない機能であるため、別紙11の1.2により原則としてパッケージのカスタマイズは行なわないこととあるが、カスタマイズによる対応としてよろしいか。カスタマイズが不可の場合は機能を再考願いたい。	あくまで原則としてであり、最低限必要なカスタマイズを妨げるものではありません。 なお、カスタマイズを実施した場合には、他の事業者を引き継ぐことが可能なものである必要があります。
318	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	33	38	5.30.3ク ライアン ト要件	「・・・タブレット使用ができるものが含まれる。また、その場合、電子カルテの入力ができるものとする。」とあるが、タブレットとは一般的なWindowsOSを搭載したタブレットPCで電子カルテ動作の確認されたものを想定し、i-PADやアンドロイド等を含むあらゆるタイプのタブレット端末に対応する必要はないと考えて良いか。	貴見のとおりですが、電子カルテが使用できることが条件となります。
319	要求水準書 (案) (別紙 11) 医療情報 システム要求水 準書	33	41	5.30.3 ク ライアン ト要件	クライアント端末であるノートPC等には、タブレット使用できるものが含まれる。という記載がありますが、ノートPC116台のうち、タブレットは何台になりますでしょうか。	タブレットについては、ノートPC等116台の範囲内で提案を踏まえて、別途協議の上、詳細は決定いたします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
320	要求水準書 (案) (別紙11) 医療情報システム要求水準書	33	41	5.30.3 クライアント要件	「クライアント端末であるノートPC等には、タブレット使用ができるものが含まれる。」との記載が追加されましたが、具体的なタブレット端末の配置を御教示願います。	タブレットについては、ノートPC等116台の範囲内で提案を踏まえて、別途協議の上、詳細は決定いたします。
321	要求水準 (案) 別紙12 医療機器参考リスト		76	医療器具の滅菌及び消毒業務の業務範囲	病棟1階の診療室6 (耳鼻科) に内視鏡洗浄消毒装置が追加された (No.874) 。該当部署の洗浄・消毒業務は医療器具の滅菌及び消毒業務が行うのか、国職員が行うのか、事業者の業務範囲の場合、中央材料室で一括して同業務を行うことは可能か。	原則は国で行うことを想定していますが、詳細については事業者決定後、協議の上で決定します。
322	要求水準 (案) 別紙12 医療機器参考リスト		77	R0製造装置の範囲	診療棟2階の洗浄室にて使用するR0水製造装置 (No.138) は、滅菌機材室の滅菌機までを使用範囲とする理解で良いか。	入札参加資格確認時に提示する詳細図面において御確認ください。
323	要求水準書 (案) (別紙12)	9	846	術野撮影システム	参考メーカーがありますでしょうか。 なければ ・術野カメラについて カメラの画素数・ズーム機能上下左右の回転範囲、など選ぶ上での最低必要条件 録画画質に関してフルHD・SDなどの条件、音声記録の有無について ・録画媒体について 録画媒体はサーバー又は各部屋での録画装置、録画記録容量について また 記録の拔出・加工・削除方法について ・接続機器について 内視鏡・CT・M・電子カルテ・麻酔記録装置などの接続について。 ・他システムとの連動について 電子カルテその他のシステムとの連動について ・モニターについて 医師記録室のモニターサイズについて 各手術室には大型モニターは必要有無、必要な際はモニターサイズについて ・術場カメラについて 手術室内全体を記録する術場カメラの必要有無について 上記について確認を頂くことは出来ますでしょうか。	術野カメラについては、第一照明、システムについては、クリプトンを想定しております。機器構成は以下のとおりになりますが、あくまで参考であり、具体的な内容は提案によります。 手術室内映像機器 無影灯内蔵HD術野カメラ 3台 カメラCCU 3台 プレビューモニター 3台 フォーマットコンバーターユニット 3台 機器収納ラック 3台 業務用ブルーレイディスク&HDDレコーダー 3台 配信先映像機器 HD対応4分割器 1台 32型液晶モニター (金具付き) 1台
324	要求水準書 (案) (別紙12)	別紙12	875	医療機器参考リスト	枠外に診療棟2階洗浄室を除くR0水を使用する各種医療機器においては、同機器毎にR0水製造装置を整備すること。との記載がありますが、人工透析に関してはセントラル透析のためのR0装置1台と隔離個室での透析を行うための個人用のR0水製造装置1台と考えてよろしいのでしょうか	人工透析については、人工透析室1、2 (計30台) 用が1台、手術室やICUへ移動して使用する個人用透析装置用透析のR0装置が1台を想定しています。
325	要求水準書 (案) (参考6)			移転元施設の物品数	ここに記載の物品は全て、国が国際法務総合センターへの運搬・搬入・設置を行うものであり、新規購入物品とともに要求水準書 (案) 第3編-第2-(3)No.29に記載の各部屋の配置レイアウト作成の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	記載の物品については、すべての移転を想定しているものではありません。 ただし、移転の際にはレイアウト作成の対象になります。
326	要求水準書 (案) (参考6)			移転元施設の物品数	ここに記載の物品が各部屋の配置レイアウト作成の対象となる場合、正確なサイズ (寸法) などそれぞれの諸元が必要となります。それらは公告時に公表され、民間事業者が現地調査を実施する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	詳細な図面については、入札参加資格確認後に開示することを検討しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
327	要求水準書 (案) (参考6)			移転元施設 の物品 数	八王子医療刑務所のリストには、「重要物品 医療機器類 数量100」と記載されています。これらは全て、国が国際法務総合センターへ運搬・搬入・設置を行うものであり、それぞれの機器の種別、サイズ、重量などの詳細は、入札公告時に公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	記載の物品については、すべての移転を想定しているものではありません。
328	要求水準書 (案) (参考6)		18	施設名： 八王子医療刑務所 備品 卓子類	移転予定物品のうち、八王子医療刑務所の卓子類の中に診察室内で使う医師診察用の机・椅子は移転対象物品として移転するのか？	未定です。
329	要求水準書 (案) (参考10)	参考10	5		期間を平成26年4月20日から平成27年4月24日として、コーネットメール及び法務省WANによる電子文書の受信数が示されています。日にち別に件数が示されていますが、例えば4月20日の欄に記載されている数値は、平成26年4月20日と平成27年4月20日の受信数の合算値でしょうか、それとも平成26年4月20日と平成27年4月20日の受信数の平均値でしょうか。数値の読み取りかたをご教示下さい。	参考10～12について、平成27年とされているのは、平成26年の誤りです。
330	要求水準書 (案) (参考10)	参考10	5		期間を平成26年4月20日から平成27年4月24日として、一般受付件数が示されています。日にち別に件数が示されていますが、例えば4月20日の欄に記載されている数値は、平成26年4月20日と平成27年4月20日の一般受付件数の合算値でしょうか、それとも平成26年4月20日と平成27年4月20日の一般受付件数の平均値でしょうか。数値の読み取りかたをご教示下さい。	参考10～12について、平成27年とされているのは、平成26年の誤りです。
331	要求水準書 (案) (参考11)	参考11	5		期間を平成26年4月20日から平成27年4月24日として、宿日直業務を行う時間帯において発生する文書・電話の発受件数が示されています。日にち別に件数が示されていますが、例えば4月20日の欄に記載されている数値は、平成26年4月20日と平成27年4月20日の発受件数の合算値でしょうか、それとも平成26年4月20日と平成27年4月20日の発受件数の平均値でしょうか。数値の読み取りかたをご教示下さい。	参考10～12について、平成27年とされているのは、平成26年の誤りです。
332	要求水準書 (案) (参考14)		4	寝具（仮眠室用） の数量	仮眠室用25組とは、矯正医療センター・矯正研修所を合わせた予備を含まない1日当たりの事業者当直員数を含まない国職員の使用組数との理解でよいのか。	貴見のとおりです。
333	要求水準書 (案) (参考14)		6		表の欄外に羽毛掛け布団、敷布団、毛布、枕、掛け布団カバー、敷き布団カバー、毛布カバー、枕カバー、シーツと商品記載がありますが、参考になる仕様をご教授頂けますでしょうか。（サイズ、重さ、材質等）	一般的なものであれば問題ありません。
334	要求水準書 (案) (参考14)		6		表の欄外に羽毛掛け布団、敷布団、毛布、枕、掛け布団カバー、敷き布団カバー、毛布カバー、枕カバー、シーツと商品記載がありますが、羽毛掛け布団と毛布について衛生管理上の観点により（動物アレルギー等も含む）ウォッシュブルタイプの化繊掛け布団やアクリル製毛布が現在主流のため、同等品への変更提案は可能でしょうか。	同等の性能を確保できるのであれば、提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
335	要求水準書 (案) (参考14)		11	寝具カバー（仮 眠室用） の数量	仮眠室用350組とは、25組×交換用14日分で算出されていると思われるが、交換回数が同じでも集配回数を増やせば交換用寝具カバーの組数は少なく出来る。準備数量は集配回数の設定も含めて事業者の提案に委ねられるとの理解でよいのか。	貴見のとおりです。
336	要求水準書 (案) (参考15)		1	独立採算 の洗濯品 目	公表された参考15の種類以外の洗濯品目は、公安調査研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所も含めて平成26年度実績並びに平成27年4月1日時点ではないとの理解でよいのか。	あくまで矯正研修所及び同東京支所のデータです。
337	要求水準書 (案) (参考15)		3		施設名：矯正研修所（平成26年度実績）に記載がある番号1～5までの単価は消費税抜きでしょうか。	貴見のとおりです。
338	要求水準書 (案) (参考15)		4		施設名：矯正研修所（平成26年度実績）に記載がある番号2シートと番号4フラットシートの商品仕様の違いをご教授頂けますでしょうか。	番号4はフラットシートではなくフィットシートの誤りです。フィットシートとはベッド用のシートになります。

リスク分担に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	リスク分担表 (案)	1		共通_税制 の変更	「No. 6_一般的な税制変更に関するもの」について、一般的な税制変更とは、どのような事を想定しているかご 教示下さい。	広く事業者一般に適用される税制(例えば法人税や事業所税)を想定しております。
2	リスク分担表 (案)	3	20	No46～48	情報システムや医療機器が陳腐化し、更新時等に価格が上昇し、当初の機器リストに基づく金額との差が生じた 場合には、協議により負担増分を精算できるものと理解しますが、この場合表中の丸印は事業者ではなく国にな るのではないのでしょうか。	情報システムや医療機器の更新費は事業者が負担しますが、一定の要件を事業者側で明らかにしたときは増加分の費 用負担について国と協議を行うという趣旨で事業者が○、国が△という表記にしています。
3	リスク分担表 (案)	3		No47・48	No. 47・48項には「後継機種の機能が上昇、市場価格も上昇した場合は協議」とありますが、その協議方法の詳 細をご教示下さい。 また、それ以外にも国の要望による機器（仕様）や更新回数の変更が考えられるため、その場合の考え方をご教 示下さい。	前段について、未定です。 後段について、事業契約書に基づいて判断するものと思われます。

実施方針に関する意見に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
1	実施方針	4	3	第1-1-(6)-イ	運営準備支援業務や医療業務支援等で維持管理・運営開始前に調達する備品、機器および医療機器等については、一時的に多額の費用が発生するため、事業期間にわたり平準化して払われるのではなく、第1回サービス対価（平成29年10月）にて一括して支払うという措置を検討いただきたい。	実施方針に記載のとおりです。
2	実施方針	9	18	第1-1-(9)-ア	「…原則として平準化して支払うものとする。」とありますが、備品等の更新に係る費用の発生時期に対して、平準化して支払われる対価が全体として「前受け」になることが想定され、税務上不合理（無用の法人税等の発生）が生じるものと思慮します。平準化に努めることを基本として、ある程度の凸凹支払いの提案余地を認めていただきたい。	実施方針に記載のとおりです。
3	実施方針	9	26	第1-1-(9)-イ	予定価格（維持管理、運営の内訳含めて）の公表を検討いただきたい。	現時点で予定価格は公表できません。
4	実施方針	21	8	第3-5-(2)	サービス対価の減額については、機器・備品等の調達についてプロジェクトファイナンスによる資金調達が困難とならないように十分に配慮をお願いしたい。ユニタリーペイメントに拘らずに、物品等調達についての対価と役務についての対価について分けていただき、役務のサービス水準未達の減額については、役務の対価のみを対象としていただきたい。	原案のとおりとします。
5	実施方針	21	8	第3-5-(2)	サービス対価の減額については、要求水準の未達等の対象業務範囲、未達の程度等に対応させ、過度ではなく合理的に見合う内容の減額システムを規定していただきたい。	御意見として承ります。
6	実施方針	別紙2	7	8	『収容関連サービス業務の備品等の調達形式はリース契約等により使用权を有する方法も可能とする。』とあるが、事業者の提案自由度を確保するという観点から、『収容関連サービス業務の備品等』だけでなく、その他の本事業開始に伴い調達する備品、機器および医療機器等に関してもリース契約等を認めていただきたい。	原案のとおりとします。

要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
1	要求水準書 (案)	12	19	第2編-第 7-3-(2)	仕様書(案)及び業務マニュアル(案)を作成し、運営開始日の3ヶ月前までに提出することとされていますが、準備期間が約1年近く短縮されていますので、3ヶ月前までの提出は現実的に厳しいと思われます。1ヶ月前への変更をご検討下さい。	原案のとおりとします。
2	要求水準書 (案)	24		第3編-第 2-(3)	「No. 39_医療機器設置スケジュールの作成(指定医療機器及び事業者が調達する医療機器)」について、業務頻度が運営開始の9ヵ月前までになっていますが、現在の運営開始予定から逆算するとH28年12月になります。事業者の決定が10月と想定されますので、導入機器の決定も並行して進めす必要がある中で、設置図面も整備しながら実質1か月程度でのスケジュール作成は困難と予想します。よって、業務頻度は導入機器承認を得る予定である運営開始6ヵ月前以降として頂きたいと考えます。	原案のとおりとします。特に建築工事、設備工事に影響を与えるものについては厳守を求めます。
3	要求水準書 (案)	53	12	第3編-第 4-2-(3)	要求水準書における自動車運転業務は、自動車運送事業には該当しない為、整備管理者の選任の必要はないと思われます。	原案のとおりとします。
4	要求水準書 (案)	90	16	第3編-第 6-1-(4)	通信費(固定電話の電話料金除く)とあるが、医療情報システムの運用に当たり、各システムの保守用電話回線(光・I S D Nなどの固定回線)を使用する。工事や設置などは固定電話の設備を使うことから、保守用の固定回線の通信費も国の負担としていただけないか?個別に工事など行うことは非効率であり、経費も無駄にかかると思われる。	事業者の都合で電話を使用する場合は、工事を含めて事業者の負担とします。
5	要求水準書 (案)	91	20	第3編-第 6-2-(3)	事業者が維持管理を行う「別紙12 医療機器 参考リスト」には医療機器以外の備品等も含まれています。別紙12を医療機器、別紙2を備品等と明確に区分けすることが、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務を行う上でも合理的と思慮します。	原案のとおりとします。
6	要求水準書 (案)	92		第3編-第 6-2-(3)	それぞれ業務頻度が運営開始9ヵ月前までとされているが、予想される事業契約から1か月程度しか期間が無いと思われ、実質的に困難と思われます。	原案のとおりとします。特に建築工事、設備工事に影響を与えるものについては厳守を求めます。
7	要求水準書 (案) (別紙2)	33	3	○洗濯機 器等 N01	洗濯機器等の調達備品に「Na.1 綿打機」の記載があるが、弊社は綿敷布団は用いず、医療用マットレスを用いて衛生面の向上を図る予定である。調達備品から綿打機の削除を検討いただきたい。	あくまで参考であり、要求水準書(案)を満たす限り仕様変更等は可能です。
8	要求水準書 (案)	33	8	○洗濯機 器等 N06, 7, 9	洗濯機器等の調達備品に「Na.6 ロックミシン」、「Na.7 眠り穴かがりミシン」、「Na.8 門止めミシン」、「Na.9 小型裁断機」の記載があるが、これらは職業訓練の被服作成時に必要な機器であり、本事業の「衣類・寝具等の提供業務」には不要と考える。調達備品リストから前述備品の削除を検討いただきたい。	衣類・寝具の補修を想定したのですが、同業務の実施方法によっては、必ずしも必要な機器ではありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
9	要求水準書 (案)	参考 6			参考資料 6 として、移転元施設の物品数が追加公表されましたが、分類毎の数量のみであり、各物品の仕様・規格等が不明です。移転元の施設から本事業対象施設に移設される物品等については、その保守管理が事業者の業務となるため、提案入札の前までのなるべく早い時期にその仕様・規格等について、ご公表いただくよう希望します。	事業契約後、可能な限り速やかにお伝えすることを想定しています。
10	要求水準書 (案)	別紙 4			実施方針の別紙 2 と要求水準書（案）の別紙 4 に同一の“機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等”が編集されていますが、どちらか一方でよいのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。